

令和6年12月5日（木曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和6年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
企画調整課長	千葉忠弘君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
総務課総務管理班長	岸淳一君
教育長	内海俊行君
教育次長兼課長	蜂谷文也君
選挙管理委員会事務局長	石川祐吾君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司 主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 1 2 月 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

1 2 月 5 日から 1 2 月 9 日まで 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 議員提案第 2 号 松島町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 5 議案第 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号))

〃 第 6 議案第 7 5 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 7 議案第 7 6 号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 8 議案第 7 7 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 9 議案第 7 8 号 松島町町税条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 7 9 号 指定管理者の指定について (提案説明)

【松島野外活動センター】

〃 第 1 1 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について (提案説明)

【松島町健康館デイサービスセンター】

〃 第 1 2 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について (提案説明)

【松島町長松園デイサービスセンター】

〃 第 1 3 議案第 8 2 号 指定管理者の指定について (提案説明)

【品井沼農村環境改善センター】

〃 第 1 4 議案第 8 3 号 指定管理者の指定について (提案説明)

【松島駅前駐輪場】

- 〃 第 1 5 議案第 8 4 号 令和 6 年度松島町一般会計補正予算（第 5 号）（提案説明）
 - 〃 第 1 6 議案第 8 5 号 令和 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
 - 〃 第 1 7 議案第 8 6 号 令和 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
 - 〃 第 1 8 議案第 8 7 号 令和 6 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
 - 〃 第 1 9 議案第 8 8 号 令和 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
 - 〃 第 2 0 議案第 8 9 号 令和 6 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
 - 〃 第 2 1 議案第 9 0 号 令和 6 年度松島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
 - 〃 第 2 2 一般質問
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回松島町議会定例会を開会します。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。[REDACTED]であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番赤間幸夫議員、8番高橋幸彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月5日から12月9日までの5日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月9日までの5日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めて皆さん、おはようございます。

本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。本日提案いたします議案は専決処分の承認が1件、条例の一部改正が4件、指定管理者の指定が5件、令

和6年度補正予算が7件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和6年9月4日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月4日に第3回松島町議会定例会を招集し、19日までの会期において、条例の一部改正、令和6年度補正予算、令和5年度決算認定及び人事案件等の議案を審議いただき、ご承認いただきました。

9月30日には松島町総合計画審議会を開催し、次期長期総合計画策定に向け協議を行いました。

10月27日には松島町文化観光交流まつりと松島産業まつりが同時に開催され、舞台展示の鑑賞や旬の農産物や地場産品を求める多くの来場者があり、盛況のうちに終えることができました。また、文化観光交流まつりの開会式に引き続き令和6年度善行者・功労者表彰式を行い、長年にわたり各分野で活躍された5名の方を表彰いたしました。

11月2日には松島町総合防災訓練を磯島において実施し、地域住民や各関係機関の参加の下、地震や火災、避難所開設などを想定した訓練を行いました。

11月20日には全国町村長会議で、防災減災対策の推進、少子化対策の強化などについて、国に対し強く求めることを決議いたしました。

次に要望等でございますが、10月24日には東北地方整備局及び宮城県に対し、特定都市河川に指定された吉田川・高城川の流域治水対策の加速化や、宮城県管理の中小河川の整備推進等について要望書を提出しております。

10月25日には、宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、主要地方道仙台・松島線の改良整備促進等について要望書を提出しております。

11月11日には、宮城県町村会として宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、令和7年度予算編成並びに施策に関する要望を行っております。

11月28日には、塩釜地区広域行政連絡協議会として宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、重要路線の整備促進、広域観光の充実、松くい虫駆除対策の推進、水上オートバイ航行の適正化などについて要望書を提出しております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告はお手元に配付しております。概要を申し上げます。

1の出納検査・監査につきましては、令和6年9月から11月まで例月現金出納検査等を行っていただいております。監査委員のお二方には、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

2の請願・陳情・意見書等の受理につきましては、陳情1件を受理しております。

4の行政視察につきましては、令和6年10月10日に茨城県常総市議会建設経済委員会が、10月30日に静岡県富士宮市議会産業都市委員会が来町されました。

5の会議等につきましては、令和6年9月4日の令和6年第3回松島町議会定例会から、2ページ目の11月28日議会運営委員会まで40件の各種行事がございました。

6の議会だよりの発行につきましては、11月1日に第160号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

7の委員会調査、8の議員派遣、9の委員会派遣については、各常任委員会の委員会調査・研修等がそれぞれ行われました。

議長の諸報告は以上となります。

日程第4 議員提案第2号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第4、松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。櫻井委員長。

○議会運営委員長（櫻井 靖君） 3番櫻井でございます。

松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を述べさせていただきます。

令和6年8月8日、人事院におきまして国家公務員に係る給与の改定についての勧告が出され、一般職の国家公務員に対して支給する期末勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、特別職の国家公務員の期末手当の支給割合についても引き上げる措置が講じられることになりました。本町議会議員においても、期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 提出者からの説明が終わりました。

日程第5 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松島町
一般会計補正予算（第4号））

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第74号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案74号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

令和6年度松島町一般会計補正予算（第4号）につきましては、令和6年10月9日付で専決処分を行ったところであります。

今回の専決処分につきましては、令和6年10月9日の衆議院解散により緊急を余儀なくされたことに伴う、選挙投開票経費及び投票場入場券等の準備諸経費に必要となりました予算について措置したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第74号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第75号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告に鑑み、一般職の常勤職員等の給料等について引上げを行うとともに、地域手当・扶養手当・通勤手当・管理職員の特別勤務手当の要件の変更を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書後ろから4枚目、条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例改正につきましては条立てで改正するもので、改正条例第1条につきましては令和6年度に適用する内容となります。1ページから2ページにわたりますが、第17条及び第18条を改正し、人事院勧告に即して定年前再任用短時間勤務職員以外の職員（いわゆる定年前の常勤職員）の令和6年度分の期末勤勉手当の年間支給月数を「4.5月」から0.1月引き上げ「4.6月」とし、定年前再任用短時間勤務職員・フルタイム短時間勤務の再任用職員については年間支給月数を「2.35月」から0.05月引き上げ「2.40月」とするとともに、月例給引上げのための別表第1の行政職給料表を改正するものです。

次に改正条例の第2条につきましては、令和7年度から適用する内容になります。

第9条は扶養手当の廃止及び子に係る手当の引上げ、第10条の2及び第10条の2の2は地域手当の区分変更等、第10条の4は通勤手当の上限額の引上げ、第16条の2は平日における管理職員特別勤務手当の支給要件を拡充するための改正を行うものです。

第17条、3ページの第18条は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の6月期・12月期の支給割合を、均等に配分するための改正を行うものです。

第19条の3は、再任用職員への地域手当及び住居手当の支給を可能とするための改正を行うものです。

別表第1行政職給料表の改正は、3級から上位の級の諸号の額を引き上げ、職務の級間の水準の重なるの解消等、より職責を重視した給与体系とするための改正を行うものです。

附則第1項及び第2項は施行日について、第3項は企業職職員への管理職員特別勤務手当の支給要件の拡充についての改正、第4項は既に支給済みの給与を改正後の給与条例による内払いとみなす規定、4ページの第5項は令和7年4月1日からの行政職給料表の適用に係る号俸の切替え表を規定し、第6項及び第7項においては配偶者及び子に係る扶養手当の月額についての段階的な実施のための特例措置、第8項については地域手当改正の段階的な実施のための特例措置を規定するものです。

本年の給与勧告の要点については、次ページ以降のA4判横使いの資料をご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由説明が終わりました。

日程第7 議案第76号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第76号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第76号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告を鑑みた一般職の常勤職員等の給与改定を踏まえ、会計年度任用職員の給与を引き上げるため所要の改正を行うものがあります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書後ろの条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、常勤職員等の給与改定を踏まえ、会計年度任用職員の給料を引き上げるための改正を行うものです。

第4条につきましては、人事院勧告の給与改定の趣旨を踏まえ、フルタイム会計年度任用職

員の給料を別表第1として新たに設定するものです。別表第1の概要は2ページ上段に示しておりますが、フルタイム会計年度任用職員の給料表は職務の級が1級・2級、号俸は1号俸から35号俸まで、給料月額にして1級は16万7,000円から21万円まで、2級は21万4,000円から25万7,200円までの範囲での設定となります。

1ページに戻りまして、第5条につきましては第4条の改正に伴い改正前の別表を別表第2「級別職務分類表」に改め、併せて項目の内容との整合を図り、項目の名称を2ページに記載のとおり改めるとともに、職務の級の決定権者を規定するものです。

1ページの第7条になりますが、第4条の改正に伴い引用条例を規定するものです。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬額の算出に当たり基準となる基準月額の説明を追記するもので、別表第1のフルタイム会計年度任用職員給料表の給料月額が基準月額となります。

2ページをお開きください。附則になります。

第1項の施行期日等について、改正条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡及し適用するものです。

第2項は、既に支給済みの給与を改正後の給与等条例による内払いとみなす規定となります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第77号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第77号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案77号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告に鑑みた一般職の職員の給与改定を踏まえ、特別職に支給する期末手当の引上げを行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第78号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第78号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第78号松島町町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴うものであり、同年4月1日から施行を要するものについては改正しましたが、その他の事項等について改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、個人町民税の寄附金税額の控除に係る改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 本議案について説明させていただきます。議案の最後から2ページ目の条例に関する説明資料をお願いいたします。

今回の町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴うものであり、主な改正内容は個人住民税の寄附金税額控除に係る改正を行うものとなっております。

内容をご覧願います。改正を行う条文については、内容に記載のとおり文言の改正等となっておりますが、この一部改正は公益信託制度の見直しに係る所得税法の改正に伴う規定の整備となっております。所得税法の改正に合わせ地方税法の改正、そして町税条例の改正となります。

第37条の7関係については、公益信託制度の見直しによって、これまでは公益信託の事務は信託銀行でしか行えなかった事務が、民間法人でも認可を得れば事務を行える受託者の範囲が拡大する内容となっております。

具体的に申し上げますと、これまで信託銀行に信託財産とするために出資した金銭が寄附金控除の対象となっておりますが、公益信託の認可を受けた法人に出資した金銭についても寄附金控除の対象となることを伴う改正となります。また寄附の対象も拡大となり、金銭の支出のほか物品の寄附も控除の対象となります。この場合、寄附された物品を信託銀行等が金

銭に替え、寄附金控除の対象とすることになりました。

第56条については、同様に公益信託制度の見直しによって本条例の引用条文であります私立学校法の改正に伴い、併せて改正するものであります。

最後に附則第4条の2につきましては、町税条例の一部改正が令和6年4月1日から施行するものについては3月30日専決処分したのですが、今回の改正は大本の公益信託に関する法律の施行の日が令和9年1月1日から施行ですので附則第2項で経過措置を設け、第56条に係る私立学校法の改正に伴う施行が令和7年4月1日のことから、併せて改正するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第79号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町野外活動センター】

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第79号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第79号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町野外活動センターについて、松島町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、指定管理者を公募したところ2団体から申込みがあり、町の指定管理者選定委員会の審議の結果、施設の管理運営を適切に行うことが可能であると判断したので、特定非営利活動法人ウイザスを指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 松島町野外活動センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

特定非営利活動法人ウイザスにつきましては、平成18年度から指定管理者として施設を運営しているNPO法人であります。指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第80号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町健康館
デイサービスセンター】

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第80号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第80号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町健康館デイサービスセンターについて、松島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により指定管理者を公募したところ1団体から申込みがあり、町の指定管理者選定委員会の審議の結果、施設の管理運営を適切に行うことが可能であると判断したので、社会福祉法人松島町社会福祉協議会を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 松島町健康館デイサービスセンターの指定管理者の指定について説明いたします。

社会福祉法人松島町社会福祉協議会につきましては、平成18年度から指定管理者として施設を運用している社会福祉法人でございます。指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由説明が終わりました。

日程第12 議案第81号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島町長松園
デイサービスセンター】

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第81号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第81号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町長松園デイサービスセンターについて、松島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により、指定管理者を公募したところ1団体から申込みがあり、

町の指定管理者選定委員会の審議の結果施設の管理運営を適切に行うことが可能であると判断したので、社会福祉法人千賀の浦福祉会を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 松島町長松園デイサービスセンターの指定管理者の指定について説明いたします。

社会福祉法人千賀の浦福祉会につきましては、平成18年度から指定管理者として施設を運用している社会福祉法人でございます。指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由説明が終わりました。

日程第13 議案第82号 指定管理者の指定について（提案説明）【品井沼農村環境改善センター】

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第82号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第82号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

品井沼農村環境改善センターについて、松島町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、指定管理者を公募したところ1団体から申込みがあり、町の指定管理者選定委員会の審議の結果施設の管理運営を適切に行うことが可能であると判断したので、社会福祉法人松の実福祉会を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 品井沼農村環境改善センターの指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

社会福祉法人松の実福祉会につきましては、平成18年度から指定管理者として施設を運営し

ている社会福祉法人でございます。指定管理期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由説明が終わりました。

日程第14 議案第83号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島駅前駐輪場】

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第83号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第83号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島駅前駐輪場について、松島町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、指定管理者を公募したところ1団体から申込みがあり、町の指定管理者選定委員会の審議の結果施設の管理運営を適切に行うことが可能であると判断したので、特定非営利活動法人ウイザスを指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 松島駅前駐輪場の指定管理者の指定についてご説明いたします。

特定非営利活動法人ウイザスにつきましては、平成18年度から指定管理者として施設を運用しているNPO法人であります。指定管理期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第84号 令和6年度松島町一般会計補正予算（第5号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第84号令和6年度松島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第84号令和6年度松島町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年人事院勧告を鑑みた給与改定に伴う職員等の給与費及び共済費等の人件費のほか、事業の実績見込み等を補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。歳出につきまして、7ページをお開き願います。

2款総務費1項8目企画費につきましては、移住支援金の交付必要額が増加したことにより補正するものであります。10目諸費につきましては、震災復興特別交付税の精算に係る返還金について補正するものであります。11目電子計算費につきましては、国の標準仕様書に準拠したシステムに移行するため、本町の個人番号利用事務系ネットワークと通信を可能とするガバメントクラウドの接続回線の運用に関する経費を補正するものであります。

8ページをお開き願います。ふるさと納税費につきましては、寄附額の増額見込みによりポータルサイト手数料及び返礼品送付等に係る経費を補正するものであります。

10ページをお開き願います。3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、職員等の人件費を精査し、国民健康保険特別会計繰出金を補正するものであります。2目障害者福祉費につきましては、令和5年度障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修の額の確定に伴い返還金を補正するものであります。

11ページにわたります。3目老人福祉費につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金を補正するものであります。5目介護保険対策費につきましては、職員等の人件費部分を精査し介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

2項2目児童措置費につきましては、令和5年度児童手当等交付金の額の確定に伴い、返還金を補正するものであります。

12ページにわたります。6目子育て支援事業費につきましては、施設型給付費について人事院勧告に基づく公定価格の改定見込みに伴い補正するものであります。また令和5年度の子ども・子育て支援交付金、子供のための教育・保育給付交付金及び宮城県施設型給付費等補助金の額の確定に伴い、それぞれ返還金を補正するものであります。

16ページをお開き願います。8款土木費6項1目住宅管理費につきましては、町営住宅の明渡し後の補修等に係る修繕料及び町営住宅使用料の還付金を補正するものであります。なお還付金につきましては、家賃算定に際しての所得控除の適用において、全国的に多くの自治

体で相違がある旨を宮城県より連絡を受け確認したところ、同様に取り扱っているため本来の家賃との差額を遡及して還付するものであります。

10款教育費2項1目小学校管理費及び3項1目中学校管理費につきましては、G I G Aスクール構想第2期の着実な推進を図ることを目的に、各小学校及び中学校におけるネットワーク通信環境の調査業務に対し、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けたことから、ネットワークアセスメント実施に係る経費を補正するものであります。

19ページをお開きください。20ページにわたりますが、6項1目幼稚園費につきましては令和5年度子育てのための施設等利用給付交付金の実績に伴い、国及び県負担金の返還金を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費について、人事院勧告に基づく公定価格の改定に対する実績見込みを補正するものであります。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しましたガバメントクラウド接続改正運用業務に対するものであります。5目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました各小学校及び中学校におけるネットワーク通信環境の調査業務に対するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に対するもの、施設型給付費負担金は人事院勧告に基づく公定価格の改定に対する実績見込みを補正するものであります。

4ページをお開き願います。2項1目総務費県補助金につきましては、歳出でご説明しました移住支援金に対するものであります。2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費について、人事院勧告に基づく公定価格の改定に対する実績見込みに対するものであります。

20款寄附金1項2目総務費寄附金につきましては、歳出でご説明しましたふるさと納税寄附額の実績見込みに対するものであります。

21款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和5年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の精算金を介護保険特別会計より繰入れするものであります。

5ページの23款諸収入5項2目雑入につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合負担金の令和5年度医療給付費の確定に伴い補正するものであります。これの財源を精査し、財政

調整基金繰入金を補正するものであります。

また21ページについて、ガバメントクラウド接続回線運用業務ほか9つの業務については、債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） それでは、主要事業説明資料1をご覧ください。

2款1項11目ガバメントクラウド接続回線運用業務にかかる補正となります。事項別明細書は、7ページとなります。

補正予算額は1,600万円で、国補助10分の10となっております。事業の目的・概要についてでございますが、本町の個人番号利用事務系業務に係る基幹系システムを国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するため、個人番号利用事務系ネットワークからガバメントクラウドへの接続回線を構築し、運用を図るための経費となります。

2枚目の資料をご覧ください。ここで、システムの標準化とガバメントクラウドについて触れさせていただきます。

まず、システムの標準化についてですが、自治体が相互に連携しベンダーロックイン（事業者の固定化）を解消できるよう、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、原則全ての自治体に対して令和7年度末を期限とし、住民基本台帳・戸籍・税関連・国保・介護・子育てなど20事業について、ガバメントクラウドでの運用を前提としたシステムの標準化・共通化が求められております。

次に、ガバメントクラウドについてですが、図を参照願います。政府と自治体共通のクラウドサービスを指すものですが、現在Amazon・Microsoft・Googleなど5社が登録されております。X社・Y社・Z社とありますように全国各自治体ごとに基幹系のベンダーは異なっており、個別に契約しそのベンダーが保有するクラウドを利用しておりましたが、今後は政府が調達した共通のガバメントクラウドで運用することとなります。このシステムを構築することにより、各省庁・各自治体との相互連携がより図れるため、行政運営の効率化、住民サービス・利便性の向上、制度改正時などにおけるコスト削減がメリットとして挙げられております。

今回の補正は赤線で結ばれている部分になりますが、本町ネットワークからガバメントクラウド専用回線により接続し、回線運用管理補助者を立て、専用回線の提供保守契約・回線運

用管理補助契約が必要となるものでございます。初回契約は令和7年3月から令和10年2月までの36か月を想定し、今回の補正と合わせ3か年の債務負担を設定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） それでは、10款2項1目小学校管理費・3項1目中学校管理費につきましてご説明申し上げます。主要事業説明資料2をご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては17ページとなります。

今回の補正につきましては、G I G Aスクール構想第2期の着実な推進を図るため、各小中学校におけるネットワーク通信環境について調査把握するため公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受け、ネットワークアセスメント実施に係る経費を業務委託費として400万4,000円を補正するものであります。これに対して、国の補助3分の1となります133万3,000円を受けて、業務委託を実施するということとなります。

次に、添付しているA3判の資料をご覧ください。こちらの資料は、G I G Aスクール構想の第2期に係るスケジュール案を示しております。

今回補正予算で計上するネットワークアセスメントにつきましては、赤で色づけされている部分となります。G I G Aスクール構想は、令和元年から開始された全国の児童生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組ですが、本町におきましても上段のG I G A W i - F i の整備から、下段のW i - F i 環境がなくてもつながる端末L T E機のタブレット、そしてW i - F i 環境で利用できるタブレット端末の購入と段階的に整備をして1人1台の端末とネットワークを確保してまいりましたが、一番下の下段にありますように令和8年度から第2の更新を迎えている状況にあります。

そのような中、全国的な問題としまして端末の経年によるアプリケーション等の更新への未対応や、情報通信技術の急速な拡大に伴ってネットワーク環境が不安定になる事象などが課題として浮上してまいりました。

このことから、文部科学省ではG I G Aスクール第2期の着実な推進として、現状のネットワークを分析診断の上改善策を明確化するネットワークアセスメントを実施することが、次期タブレットに対する国庫補助の要件化の1つとされ、令和6年8月29日付の国からの年度内実施要請を踏まえて実施希望調書を提出し、交付決定を受けたものとなっております。また、今回の事業でネットワーク機器の調整が必要となった場合は、下段にありますように令

和7年度において対応を図る予定となっております。

主要事業説明資料の事業概要欄をご覧いただきたいのですが、今回の業務では①のワイドエリアネットワーク回線、インターネット回線ですね、こちらの調査、さらに②のネットワーク機器の調査、③として有線LANの調査、④として無線LANの調査、⑤としてセキュリティーの調査、⑥の通信品質調査と、ネットワークが遅くなる原因とされている文部科学省が例示している6項目について調査業務を行うものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第85号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第85号令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第85号令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年人事院勧告を鑑みた給与改定に伴う職員等の給与費及び共済費等の人件費のほか、令和5年度保険給付費等交付金の額の確定に伴い補正するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第86号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第86号令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第86号令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正する

ものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第87号 令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第87号令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第87号令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年人事院勧告を鑑みた給与改定に伴う職員等の給与費及び共済費等の人件費のほか、令和5年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の精算による一般会計繰出金の額の確定に伴い補正するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第88号 令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第88号令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第88号令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年人事院勧告を鑑みた給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費を補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第89号 令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第89号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第89号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年8月8日付の人事院勧告を鑑みた給与の改定による人件費について補正するものであります。これにより、水道事業費用の総額を5億9,903万6,000円、資本的支出の総額を1億6,318万円とし、資本的収支不足額1億3,981万2,000円の補填財源のうち過年度分損益勘定留保資金を6,196万1,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第90号 令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第90号令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第90号令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年8月8日付の人事院勧告を鑑みた給与の改定による人件費について補正するものであります。これにより、下水道事業費用の総額を10億4,519万7,000円、資本的支出の総額を4億2,045万円とし、資本的収支不足額1億6,320万6,000円の補填財源のうち、当年度損益勘定留保資金を1億2,656万1,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

日程第22 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第22、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして質問を許します。

1 番菅野隆二議員、登壇の上質問願います。

〔1 番 菅野隆二君 登壇〕

○1 番（菅野隆二君） 1 番菅野隆二でございます。本日は、今回の一般質問は10名13件ということで、さくさくいけるようにトップバッターとしてスピーディーにいきたいと思います。

では早速、今回ふるさと納税についての質問なんですが、総務省が今年8月発表したふるさと納税に関する現況調査結果によれば、利用者数が1,000万人を超え、寄附額も年間1兆円を超えて過去最高額を更新しています。

制度に関して、批判的な意見も含めて様々なご意見があることは承知していますが、現状では自治体にとってこの寄附金が社会基盤を維持していく上での貴重な財源となっているのは事実です。税の奪い合いと言われたりもしますが、人口減少問題も同様、母数に限りがある中ではどうしてもこのような構造になってしまうことは致し方ないのかなと私は思っております。

だからこそ、自治体同士の競争を促すこともできる。各自治体で寄附をどう集めるか工夫するために地域のことを見つめ直す、そうした機会として考えることで地域の魅力を高めるきっかけにもなります。返礼品も、地域の商品やサービスをPRするきっかけとしてうまく活用することで新たな特産品を生み出す可能性も秘めており、町内事業者の販路開拓にもつながります。

一方で、ふるさと納税をきっかけにして松島に興味を持ってもらう人も増えれば比例して関係人口も増えるということになり、そこから観光や移住も考える人が出てくる可能性もあります。

前提として、ふるさと納税に依存しない自治体運営を考えるのは当然ですが、ふるさと納税制度は松島のような人口1万3,000人弱規模の自治体はマイナスになりにくい仕組みなので、

町の健全な財政を維持するためにも企業版も含めたふるさと納税を活用した財源獲得に本気で取り組んでいただくことが必要であると考え、今回は提案も含めて質問をさせていただきます。

まず1つ目、ふるさと納税の状況と分析というところなんですが、まずは決算が終わった昨年度令和5年度の実績というものを確認させてください。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 菅野議員の一般質問について答弁申し上げます。

前年度決算においての実績はということでございますので、677件の寄附があり、金額にして5,940万2,000円を納付していただきました。全国的な順位では1,323番目、県内では28番目となります。令和4年度と比較しますと321件の減少となりましたが、金額にして708万8,000円の増加となりました。

次にこれを分析したところ、件数が減少した理由としては、令和4年7月大雨による災害への寄附と返礼品の加工食品を事業者が取りやめたためとなりましたが、宿泊券が下支えになったことから金額は増加いたしました。

前年度の返礼品について、多かった順から宿泊券・加工食品・詰め合わせ類・米が続きました。引き続き魅力ある返礼品を供給できるよう、商品を提供していただく事業者と連携しながら取り組んでまいりたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

667件で5,900万何がしというところではおっしゃったんですが、これ目標というか予算では7,300万円の目標というか予算というところで認識しているんですが、まず目標7,300万円というところは間違いはないか確認させてください。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 目標額に向かひまして、事業者とも連携しながらふるさと納税の返礼品等を数多く設定できるように努力しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

目標額が7,300万円であったというところに対して、5,900万円でどうしても達成ができなかった。いろいろな理由があるとは思いますが、80%ぐらいの達成率だったと。1,400万円ぐ

らい足りないような形であったとは思いますが。

先ほど町長のお話もあったんですが、「宮城県内で28番目の順位ですよ」というところでお話がありました。日本三景でもあり、世界に誇る観光地でもある松島ですから、宮城県内はもとより日本全体で見ても知名度はかなり高い自治体だと思っています。それが我々町民の自慢であり誇りでもあるわけですが、それだけの知名度があるにもかかわらず宮城県内で27位という順位はちょっと悔しく感じるんですが、その辺はどのように受け止めているのかというところもお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めて、令和5年度の宮城県内の各自治体の寄附額を見させていただきました。見させていただいて、議員と同じように悔しい思いをしたのは同じでございます。

「何で伸びないのかな」ということで、これについて今財務課長なんかともいろいろお話をし、今後の取組方について少し検討しなくちゃならないのではないかという話合いが始まったばかりでありますけれども、議員が言うようにせめて中間ぐらいには行きたいなという望みを持っています。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

私も、ぜひ伸びていただければなと思っているわけなんです、この部分に関しては9月議会でも質問させていただいたところもありまして、その中で少な過ぎるのももう少し知恵を絞って金額を倍ぐらいにしたいなという町長の答弁もあったわけですが、あれから約3か月ぐらい経過しているんですが、9月議会から今までどのような動きしてきたのかというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

9月決算議会後、今年の6月から導入しました現地決済型のふるさと納税を増やしていこうと。今までのポータルサイト型のふるさと寄附金ですと、申し込んでそれが事業者が届いて、そして納税者に届くと。そういった事柄から生鮮食品等については時間を要して対応できないものもあるだろうということで、現地決済型であれば松島町の飲食店でもその場で対応できる、そういった間口を広げていこうという努力をしました。そのところ、3か月たったところでは8返礼品ほど現地決済型で増やしているというような今状況にあります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろと動いていただいているというところで。ありがとうございます。

今動いていただいた中で、今回の補正なんかでもあったんですが、プラスになってきているのかなというところは受け取ったんですが、令和6年度の現段階での寄附状況とか分かる範囲でお聞きしたかったんですが、よろしいでしょうか。令和6年度の、今現段階でどれくらい寄附金が集まっているのかというところをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） これ、補正予算のほうの見積りも関わってくるところと同じかなと思われるんですけども、現在ですと10月末現在で締め切っております、2,200万円ぐらいです。これは、件数でいうと388件です。反対に去年と比べると、去年は今と同時期、同じ10月末時期ですと2,300万円弱で件数は274件と若干下回っていますが、現地決済型が今伸びてきていますので、その伸びの推移を加味するというところで今回の補正と合わせて、今現状分析しているところです。ちなみに、件数は増になっているような状況です。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

半年で2,200万円というところではあるんですが、これで増える見込みなのかというところ、その辺も詳しくというか目標は令和6年度も7,300万円を設定しているのかというところと、今2,200万円であればそこに対してそこまで補正して増やす必要があるのか、どういった見込みがあってというところも分かれば教えていただきたいかったです。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 最初目標なんですけれども、当初予算は5,000万円ですと予算措置させていただきまして、今回補正予算で1,000万円の増補正をさせていただいております。

今後この半分、5,000万円ですと半分以下ですから2,200万円ですと追いつくのかと申しますと、11月・12月は確定申告の申告に使う寄附金控除が1月1日から12月31日までですので、11月・12月で平均的に二、三千万円ふるさと納税されるというような状況が続いております。それを鑑みますと、目標に到達するだろうということで状況を分析しています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。

件数が増えているというお話ではあったんですが、件数に関しては令和5年度だと667件というのが先ほど宮城県内で金額だと28番目というところ、宮城県を抜けば27番目というところではあるんですが、件数に関しては32番目ぐらいの順位になっているわけなんですけれども、件数が少ない先ほど宿泊券だったりとかそういったものがあってというところがあったんですが、現地決済型を使った件数が増えてきているという中では「件数は少ないな」と思っているのか、それとも「金額が高いものがあるから、それでいいのかな」と思っているのか、その辺教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 件数はやはり増えたほうが良いと思いますし、高い返礼品も出ていくのが一番最善だとは考えております。ですので、いわゆる返礼品はどちらのタイプの返礼品も増やしていくことが必要というふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね。件数は少ないんですが、5,900万円あると考えると1件当たり8万円、9万円弱ぐらいなので、県の平均が2万円ちょっとぐらいだと思いますので、単価が高いというのはいい状況なのかなというところではございます。

今も聞きましたが、町の考えとして「どっちも増やしていきたいな」というところでは、もちろんそれはそうであるとは思いますが、どちらかといえば今町の考えとしては単価をできるだけ維持して、件数も増やしていきたいのか。単価が下がっても、取りあえず件数を増やすことが優先順位高いのかなとか、その辺はどういう形で進めているのかというところをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 手法としましては、ポータルサイトももちろんスタンダードで必要なんですけれども、現地決済型を増やすことで返礼品の高いものも、また返礼品として安価なものも対応できると考えています。

その理由としましては、旅館等・ホテル等に泊まっても現地決済型が導入してきている箇所がございます。そこも実際に現地決済型によって伸びてきておりますので、そうしますとどちらも返礼品数を増やしていくことによって達成数も上がっていくのではないかなというふ

うに考えていますので、そういった取組を考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

であれば、返礼品数はどれくらいの数があればいいなという目標だったりとか、単価はこれくらい目標ですとか、納税していただく件数はこれくらいですとか、目標数値というのをもし決めているようであれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 件数につきましては、可能であれば令和元年度等に861件というのがありましたので、そこを追い越すような900件・1,000件ぐらい行ければというのは目標に考えております。また単価につきましても、いわゆる平均的に先ほどお話しされました2万円に行けばいいんですが、そこについてはホテル・旅館等に多く活用していただくことで達成できるんじゃないかなというふうには考えます。

しかしながら件数ということで、多額な寄附をする方ばかりではありません。松島町に観光に来ていただいた方が気軽にふるさと納税をしていただくには、現地決済型が一番本当に簡易的に取り組めるだろうということがありますので、そういったこともこれから事業者のほうに連携をお願いできるように私どものほうも動いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

現地決済型だと、体験型の返礼品だったりとかだと相性がいいのかなと思うんですが、そういった体験型のものも今何か返礼品が新しくできたとか、こういったものが人気ありますとかというところがあれば、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 新たに体験型につきましては、2つほど総務省のほうに申請して増やす予定となっております。事業所さんのご協力をいただきまして、2つなんですけれども3コースのような感じですが、実際に体を動かして松島町の寺社仏閣を回っていただくようなプランと、もう1つは松島に観光に来ていただいて泊まっていただいて、また松島町の運航会社さんを使ってもらって回るようなプランと、そういったところで今造成をしていただいたところですが、

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

いろいろ増えているというところで、期待しております。件数も900から1,000件ぐらい行けばいいなというところだったりとか、単価のお話もしましたけれども方針を明確にしておくということが大切なので、そうしないとぶれちゃうなというところもあったのでお聞きしました。

あと、今もあったんですが体験のところ、あと単価を上げるというところで考えると、組み合わせるというところもあって、例えば宿泊券が人気なんであれば宿泊券に体験を組み合わせたりとかというところ。あとは前日に泊まってもらって、翌日朝日を見に行ってもらって、しかもそれに船を使ってもらって、さらにプロのカメラマンが同行し撮影もしますよとか、組み合わせることでいろいろできると思うんですが、また宿泊体験でもう1泊宿泊するような、連泊してもらえるような組合せの返礼品・商品をつくれれば、滞在時間も延ばせるのかなといういろいろ思っております。

先ほど町長から「米も人気」とお話がありましたけれども、米に松島産のカキと野菜をセットして炊き込み御飯を楽しめるセット商品にするとか、作り方を町内のお母さんたちに教えてもらって、それを写真つきのレシピにして同封するとかという形にすると、いろいろ組み合わせ単価を上げていくという方法もできると思うんですが、そういった組合せというところも必要だと思うんですね。

ただ、事業者さんが単体であったり事業者同士でやるとなると、なかなか難しいところもあるのかなとは思っているんですが、そういった新たな返礼品開発を町主導で積極的にやっていくべきなんだろうなというところを思うんですが、その辺の考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 前段お米の話はしましたけれども、今年カキが思うように収穫できないようなので、多分毎年12月はカキの申込みが結構あったと思うんですが、その辺がちょっと危惧されているというのが正直なところですよ。

ただ、「四季島」も今日からJRで松島町に来るように、今日は初日でございますけれども、あのときにいろいろな松島ブランド、商工会が中心になっていろいろなものを松島ブランドとして掲げているわけでありましてけれども、そういった松島ブランドの詰め合わせを例えば

「四季島」のお客さんですと1つの袋に5,000円とか1万円とか、そういう袋で本当に売れるのかなと思ったんですよ。そうしたら駅長が、「何のことはない、すぐ売れますから」と。いや買うんだね、やっぱり。

だから富裕層というか、「四季島」は料金高いからですけれども、ああいった感じでいろいろなものを詰め合わせしてやっていただくと、結構商品としてはいいのかなと。返礼品の申込み額の中にもセット（詰め合わせ）というものがありますけれども、これ内容を書いていないからあれですけれどもせっかくブランドとして認めたわけでありますから、そういった商品開発も含めて今後商工会と連携を取って、もう1つはJRとも連携を取らなきゃないですけれども、やっていただければというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね。松島ブランドは私も根拠はないですけれども、人気があるだろうなという自信は持っております。

カキに関しても、シロボヤの問題とかいろいろお聞きして取れないというところは聞いているんですが、例えばそこも何かちょっと変えて「じゃあ、カキ棚の1口オーナーにしましょうか」とか、「取れたら取れた分の何%をふるさと納税でお送りしますよ」「ただ、取れなかったらこれは申し訳ないですけれども別なものになります」とか、そういった形でやることによってもしかしたら漁業者の補償にも使えたりとか。じゃあ、自分で1口オーナーになったから、今度見に行こう」「漁師の方に船を出していただいて、それを見学しに行く」「それもふるさと納税の料金に入っていますよ」というところで、そうしたらまた単価も高くなっていいのかなと思ったりはするんですが。

そういった事業者と事業者を組み合わせつつっていくということが大事だと思うんですが、その辺に町としてどんどんどんどん入って行ってほしいなと思うんですが、今は入っているのか、今後入っていくのか。「いや、そういったのは事業者にお任せなので、入っていくことはしていませんよ」とか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 決算議会が終わってから、返礼品等の打合せで事業者さんを回らせていただいたんですけれども、直接行って話をしながら相談しながらつくり上げていくのが一番大事だなというふうに改めて感じました。

今漁業者の話が出ましたけれども、農業者についても必要だと思います。組み合わせること

も考えとしては持っておりますので、ただその分事業者に負担はかけないように、何かできるかという打合せは今後行っていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

事業者さんとの商品開発というのは後ほど出てくるので、また後ほど詳しくご質問させていただくとは思いますが、先ほど課長の話もあったんですが、ポータルサイトの話があったんですが、現在何社使っているかというところをまず最初確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 返礼品数でよろしければ、返礼品数は58返礼品というふうに上げております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 多分、主要成果を見ると10社弱なのかなというところであるんですが、手数料の平均は多分10%ぐらい、ならずと、いろいろあると思うんですが。そうすると例えば年間5,000万円ふるさと納税があったとか、例えば7,000万円とか例えば1億円になりましたとかとなったのであれば、10%だと1,000万円ですよね。5,000万円のところでも500万円なので、結構ポータルサイトの手数料って高いなと。もちろん必要なところはあると思うんですが、ここに関してももしかしてそれを使って専任の人員を配置できるんじゃないかなとか思ったりもしました。ポータルサイトで、どんどん増えていけば増えていくほど手数料は比例して上がってくるので、もしかしたら今後も寄附金を増やしていきたいと考えているのであれば、ポータルサイトを絞ってでも専任の人員を配置したほうが、長期的に見ると予算も削減できてメリットが大きいんじゃないかなと思ったりもしたんですが、その辺はどうお考えなのかというところを教えてください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 手数料等につきましては、約5%から10%の間でおのこの推移しております。ふるさと納税の場合、返礼品割合が3割ということもありましたけれども、事業費にかかる費用割というものもありまして、これは50%・5割というふうになっています。その範囲内で、「あまり費用をかけないようにしなさい」という総務省の指導なんですけれども、松島町は結果的にそれを下回った費用のかけ方で運用しておりますので、まずポータ

ルサイトが多いということはチャンネルが多いので、見る方も多いだろうという考えで今までやってきました。それがいいかどうかの検討はまだ分析していませんので、仮に減らして絞ってそれで人件費が生み出せるかどうかというのは、今後検討課題として研究してみたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね。先ほどの話ですが、ポータルサイトの手数料というところ、もしかしてポータルサイトじゃなくても納税してくれる形はあるんじゃないかなと思ったので、ご質問させていただきました。

令和4年・令和5年の主要成果の説明書には、新たなポータルサイト開設の影響で寄附金が増えたと記載されておったんですが、寄附金が増えたのはもちろんいいんですけども、何か根本的な考え方が違うような気がしたのでお聞きしました。単純にポータルサイトを増やせばよいという形でやってしまうと、多分本質的なところが違って、本当に寄附金というところをしっかりと増やしていくということが難しくなってくるのかなと思ったので、その辺も念頭に置いてやっていただければと思います。

続いて、2番目のほうなんですけど町内から町外への流出額、松島町民が町外へふるさと納税している寄附額と件数というものを教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） さっきの質問で、返礼品等でいいアイデアがあったら、議員も豊富でしょうからぜひよろしくお願いします。

流出した財源につきましては、来年の住民税から控除されるものですので、大変複雑な思いでありますけれども、制度上致し方ない部分ではありますが、町に寄附してくださった皆様方に感謝をしながら大切にに使わせていただき、事業効果を上げていくよう努めてまいります。

なお、町内から町外への流出額につきましては、財務課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 流出額についてお答えします。

令和6年8月に公表されました総務省の資料に基づきますと、市町村民税額控除を町外への流出額と捉えます。令和5年度は1,062万7,000円で、件数が374件というふうに把握しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

1,062万円の374件というところ、これが多いのか少ないのかという感触は私のほうでは分かりかねるんですが、ほかの近隣のところと比べると多い状況なのか少ない状況なのか、もし分かれば教えていただきたいです。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） すみません、近隣全ては把握していないんですけども、この松島町について例年を比較しますと、令和元年から徐々に他市町村への寄附件数が上がっているという状況になります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

個人的には、できれば町民の方には町内に納めてほしいとか、流出して行ってほしくないなど考えるんですが、ふるさと納税が流出したとしても減収額の75%は地方交付税で国から補填されるという仕組みがありますので、もちろんそう考えると25%は減収になるなどというところではあるんですが。松島町内でもっと増やしてもいいのかな、もっとふるさと納税の認知を上げることで、それ以上もしかしてプラスがあるんじゃないかなとかいうところも考えました。

もちろんリスクはあるとは思いますが、ふるさと納税をしている方というのは、少なくとも自分が住んでいるところのふるさと納税の金額・返礼品などに興味を持つことが自然だと思います。なので、町民全体にふるさと納税に興味を持ってもらって、そこからもしかしたらよいアイデアが生まれるのかなと。そうしたら、またよい返礼品が開発されるんじゃないかなとか思ったりもするわけです。

よいアイデアを生むためには、たくさんアイデアを出すことが重要なので、数を出すには多くの人に興味を持ってもらうことが必要不可欠とは思いますが、その辺町民にふるさと納税をやりたいと促したり認知度を上げていくというところ、先ほども言ったとおりリスクはあるとは思いますが、その辺は町としてどう考えるかというところを教えてください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 松島町民がふるさと納税をすれば、他市町村へのふるさと納

税になりますので、先ほど答えましたとおり流出額が増大してしまうのかなというところもあります。

私たちのふるさと納税の取組としましては町外の方について、県内の方も、町外・県内そして全国的に広めていくにはSNS等が一番広まりやすいのかなというふうに手段として考えていますので、そういったことを活用しながら取り組んでいきたいとは思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、私もできれば町内に納めてほしいなと思ってはいるんですが、町民の9割がふるさと納税しているけれども、その何倍もふるさと納税されている町とかとなったらメディアでも取り上げてくれないかなとか、よいプロモーションにならないかなとかと思ったので、ふるさと納税で注目されることで流入額というものも上がっていくんじゃないのかなとかいろいろ思って、そこは執行部の皆さんも頭を悩ませていると思うんですが、私もいろいろと悩んでいるところではございました。

続いて3つ目、クラウドファンディング型の活用検討というところ。返礼品となると寄附金の入り口のところであるんですが、出口のところ寄附金の使途が今6つ、その他も含めると7種類、町のほうでは。これ、もっと数を増やせないかなと思ったわけです。出口のところを明確にしてあげるというところで、寄附しやすくなるんじゃないかなと。

例えば、ちょっと違うかもしれないんですが、買物やネットショッピングで我々も買物を買うときやお店を選ぶとき、品ぞろえの豊富さで選ぶことが多いと思うんですよ。そういった意味合いからも、使い道の数を増やすことを検討してもよいのではないかなと思ったんですが、現在の使途の数や内容についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 使途の数についても、6つ項目を掲げています。結局大分類というところで、もっともっと細かい事業についてこれ以上分ける必要はないと考えているんですね。ただ実際に使ったものは、もっと細かい「こういう事業に使いました」ということを発信していくことが、私たちは理解を深めていく手段として必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番(菅野隆二君) ありがとうございます。

そうですね。大分類として載っているんですが、もうちょっと細かくできないかな。当然単純に数を増やせばいいというものではないんですが、内容も充実させなければならないというところもあるんですけども、寄附金の使い方として一番に最初に「心地よく元気な暮らしを支えるまちづくりに使います」と町のほうではあるわけですが、ここも何か例えば「全天候型のドーム型公園を造ります」みたいな、細分化することによって具体的に寄附する方も「それだったらしようかな」とか、その進捗も追いかけてもらいましてイメージしやすくなるから、そういったものもいいのかないかなというところもあります。

逆に、今町として実施しているタウンミーティングだったり、子ども版タウンミーティングであるこども未来アカデミーですかね、そういったところでも様々なアイデアが出てきていると思います。今後も、開催していく中でよいアイデアが出てくるのかなと思うんですが、町民から生まれたアイデアで「ああ、これ実現してもいいかな」と思うようなものは、クラウドファンディング型のふるさと納税の制度を利用して資金を募ってみるといったのもいいとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長(色川晴夫君) 安土課長。

○財務課長(安土 哲君) 大分類で項目を設けて、6つのほかに「こういった事業を提案しますので、ご協力お願いします」というふうな、そういうクラウドファンディング型は1つの例として、本当に事業型のふるさと納税として取り組むことは私はいいかないかなというふうに考えています。ですので、今後こういった検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(色川晴夫君) 菅野議員。

○1番(菅野隆二君) ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただければと思います。

例えば、こども未来アカデミーで出た子供たちの夢、どんな夢が出てくるか。もちろん、町としては難しいなというものもあるとは思いますが、「これはいいな」というもの、もしかしてその子供の夢をかなえられるかもしれない。タウンミーティングであった住民のアイデアを実現できるかもしれないとなったら、多分お子さんの親御さんたちも協力してくれるだろうし町民の皆さんも協力して、「自分たちのアイデアが実現されるかもしれないんだぞ」となったらもっといいアイデアが生まれてくると思いますので、ぜひそういったのも検討していただければと思います。

クラウドファンディング型というと市場調査としても使えるので、「あるプロジェクトをス

ターゲットさせたいけれども、最初から予算をつけるのは難しいな」という状況があると思います。予算を確保するために寄附を募ったら、物すごい金額が集まったということであればプロジェクトを進められるし、「ああ、注目度高いんだな」「予算集まらなかった。じゃあ、もうちょっとブラッシュアップしようか」とかいうところができますので。

もちろん、寄附金が目標額達しなかった場合ということもあると思うんですが、その辺もしっかり分析して内容を見直して改善して、再度寄附金を募るということを繰り返していけば、多分松島の考えるプロジェクトはどんどん磨かれて魅力的なものが多くなってくると思います。そうすると必然的に寄附金も集まって、さらに新しいプロジェクトもどんどんどんどん始まると、活気あるまちになっていくかなというところがあるんですが。

こういった形をつくることで、財政が厳しくてもいろいろなことを仕掛けられると思うんですが、その辺に関して今前向きにというところではあったんですが、この辺をやってみる可能性というのはどれくらいあるのかというところを再度、ぜひやっていただきたいくて、その辺を再度お願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） クラウドファンディングの活用についてなんですけれども、ふるさと納税のポータルサイトを使って実施しているという実例が、全国的に議員ご存じだと思うんですがあります。特徴としては、返礼品があつたりなかったりと分かれたり、また募集する期間が「ふるさとチョイス」等みたいなどころでは1か月半と短期間なんです。そうしますと、その事業に投資してみたいと思わせてみたい事業が必要ですので、今町が実際に標準的にやっている事業では難しいというふうに考えています。

そうしますと、建物というのは難しいと思うんですけれども、ソフト事業でこういった子供が考えた事業を実現化するのにクラウドファンディング型を活用したりというのは、とてもいい活用の仕方だと私も思いますので、これをできるかどうかというのは事例がいっぱいあります。事例を見ると、返礼品を持たないでやっているところというのは大変なんだなというふうに思います。幾らかでも町として市として返礼品を持つところのほうが、集まっているという実情もございますので、そこも踏まえながら今後研究等をしていきたいと思えます。

可能性というのは、まず取り組むことは必ず取り組んでみますので、形としてできるかどうか今すぐお答えできませんが、取り組んでみたいとは思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。前向きなご意見だったので、次からの質問は別に飛ばしてもいいなと思ってきたんですが、でも、していきたいと思います。

そうですね。先ほどクラウドファンディングをやって市場調査をしてというのは、多分町内事業者の方に関しても返礼品に開発するときだったりに使えたりもします。先ほども課長のお話があったんですけども、返礼品がないところは大変なんだなというところではあったんですが、松島は景色もあればもちろん宿泊施設もあるし食べ物もうまいというので、多分ほかの市町村から見たら羨ましいなと思うような状況なので、ぜひその辺をしっかりと活用していただければと思います。

4つ目のところ、これ今までのところとかぶるところではあるんですが、町内事業者と共に新たな返礼品開発をというところですね。今もずっと言ってきたんですが、ふるさと納税というのは多くの人注目する市場になっていますので、魅力的な返礼品を開発できればもちろん町の認知度を上げられるチャンスですし、税金も増えますし、事業者も売上げが上がるということでメリットが大きいと思うんですね。

新たな返礼品開発は、先ほども言ったんですが町が主導して、町内事業者と協力してつくり上げていくというところですね。「こういった返礼品があればヒットすると思うので、一緒につくりませんか」というようなスタンスが求められているような気がします。なので、「いろいろな事業者さんとお会いしている」とお話ししていましたが、どんなふうにお会いしているのかな。「何か返礼品ありませんか」とかと言っているんじゃないかなというところ。であれば、「こういったものがヒットしそうだから、一緒につくりませんか」というような形で事業者の方とお会いしてほしいなと思っているんですが、事業者さんとどういったお話をしているのか。反応とかもどんな感じなのかなとかというところも、お聞かせいただいてよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

体験型をつくろうとして打合せしたときには、引き受けてくれた事業者さんは2つとも好意的に一緒に取り組んでくれました。観光ガイドのイメージが強いツアーなんですけれども、「町としてどういった観光コンテンツを使ってほしいですか」とか、そういったことを町から聞き取って事業者がつくり上げた。また、「どこのどういったものを食べてほしいか」とか、またあと鉄道は結構松島町では発達しているんですけども、「運行事業のほうはどうなんだろう」というような、そういったいろいろ「使ってもらえないかな」というのをお話

しすると、それを複合的に造成してくれるというものもありますので、ほとんど好意的に受け取ってもらっています。

今打合せを継続しているところとしましては、物を一緒につくるということについては2つの事業者さんと打合せを継続中ですので、それも形になれば返礼品の1つになり得るのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

おおむね感触がいいというところではあったんですが、例えばその事業者さんと事業者さんをくっつけたりとか、仲介役として町がくっつけて返礼品の開発したとかという、実際にそういう事例とかはあるのかどうか、その辺お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

今回新しく認定したところについては、私どものほうからお声かけさせていただいて、「こういうのを考えているんだけど」ということで作り上げた状況が1つございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） すばらしいと思います。では安心ですね。

なので、ここ数年インキュベーションという言葉を目にするのが多くなって、卵をふ化させるという意味なんですけど、インキュベーションを聞いたことない方は、タブレットで調べたら出てくると思うんですけども、事業者と町の思いを掛け合わせてふ化させる形にするというところ、返礼品を開発していくというところには必要だと思います。ぜひ今の形を継続して、事業者の皆さんもお互いにウィンウィンになれるような形で盛り上げていただければと思います。

事業者さん同士をくっつけるというところが必要なんだろうと思って、宿泊券と米であれば泊まったときに米の食べ比べとかして、「おいしかった米が5キロついてくる返礼品ですよ」とかというのができないかなとか思ったわけなんですけど、そういったことを個別でいろいろ話をさせていただきたいと思います。

続いて5番目のほうなんですけど、こちら今度個人版ではなくて企業版ふるさと納税の現状と分析というところなんです。企業版ふるさと納税に関しては櫻井 靖議員が詳しくやると思いま

すので、私は軽くだけ触れていきたいと思うんですけれども、企業版ふるさと納税が5年ぐ
らい延期される見込みが高くなったというところ、個人版同様注力していただきたい
と思っております。

企業版ふるさと納税の寄附実績、全国で1位が宮城県・2位が仙台市というニュースがあっ
て、そんなに宮城県・仙台市はすごいんだと思っていました。その中で松島は、令和4年度
が1億円に対して8,500万円だったり、令和5年度は1億5,000万円に対して1,300何万ぐら
いだったですか、ちょっと苦戦を強いられていると思います。令和6年度は目標1億円ぐら
いとなっていると思うんですが、この辺の現段階の状況をお聞かせいただいてもよろしいで
しょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 令和6年度現時点でございますが、6企業さんから980万円ほ
ど寄附を頂いている状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

約1億円の目標に6企業で980万円だと、また10%もっていないわけなんです、これは
かなり危機的状況なのではと感じちゃうんですが、その辺はどういう分析、受け取り方をし
ているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 確かに、目標額1億円に対しましてまだ1,000万円にも満たな
いところですが、何せこの企業版ふるさと納税につきましては企業様にまずコンタク
トを取ってご理解いただく、それからPRしていくというような活動が大事というか、これ
に尽きるのかなというふうに思っておりますので、町長とも先日も一緒に企業訪問に我々職
員と行っていますが、このような活動をまずやって、できるだけ目標額に近づけていくとい
うような気概で、今年度末までやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。具体的な方法に関しては、後ほど櫻井議員にや
っていただけたらと思いますので。

ふるさと納税企業版のほうをやってくれる企業さんは、社会貢献やPR効果を期待してやる

というところが多いと思うんですが、寄附を行うことで法人企業としてのイメージアップや認知の拡大の効果が期待できる点もメリットとなっているわけなんですけれども、社会貢献やPR効果を期待しているにもかかわらず松島に寄附している企業さんは、令和4年・令和5年度は全て非公表になっているんですね。なので、個人的には「松島に寄附したぞ」というので胸を張ってほしいんですが、どういった考えで非公表なのかなというところをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは、寄附者のほうの意向もありますので。例えば、去年の今頃の議会で農業のほうで七、八百万円の補正を組んだと思うけれども、ああいったことについても「会社名は伏せておいてほしい」といった客先の要望もありますので、それに沿って町は対応していると。別に隠して「公表しないんだ」というんじゃないくて、そういう関係でお客さんとお話しをした中でやっているということでもあります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） もちろん、企業さんが公表したくないというのを無理やり公表しろというわけではなくて、ただこれ全部が非公表だと逆に怪しく見えてくるなと思ったりするわけなんです。もちろん地域貢献、松島のために地域のためにやっているというところには「言ってくれてもいいんじゃないかな」と思ったりするんですけれども。

例えば、さっきの1位の宮城県だと24社あって3社だけなんですよ、公表。仙台市だと、16社で3社だけ。松島は、6社全て非公表。ほかの自治体ではないので、そういうケースが。なので、その辺がもしかしたら松島で企業版ふるさと納税が集まらない要因の1つにもなっているんじゃないかなと思ったりもするんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） そういう考え方もあるかと思うんですけれども、逆に言いますと非公表ということになると、営業しているということの言い換えにはなると思います。いろいろ回って行って、いろいろなところに行って営業してきて、そして納めていただいている。そのとき必ず非公表にするか公表にするかという話になって「非公表」。結局営業していくと松島内にあったということで、例えば熊谷っていうものがやったら、関連するほかの自治体もあるということもあるようなんですよ、話をしていくと。

そういうことで、逆に言うとこれは松島のネーミングがありますけれども営業努力の成果、額的には小さいですけどもそういう面で相手方のお客さんとしては非公表という形のご意

見が出てきているのかなというふうに、うちのほうでは受け止めております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね。決して悪いことやっているとか、精いっぱい頑張った結果というのはもちろん分かるんですが、営業して「じゃあしようがない、寄附するよ」「でも、名前を伏せておいてね」という状況でこの金額ぐらいしか集まらないのであれば、根本的なものを変えるべきだと思ったりもするわけですね。

なので、出口の部分であったりとか「こういったことをやります」と、個人版のところでも言いましたけれども「何に使います」というのをもうちょっと明確に、もうちょっと細かくしてもいいなと思っているんですが、先ほど個人版のところではそういった考えもあるというところであったんですけれども、企業版に関してはその辺を改善したりとかというお考えはありますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 現在、大きな項目として定住、それから子育て、交流という3つなんです、今企業版のほうは。それで、各課のほうにもいろいろ提案いただいたりして、今回町民福祉のほうから事業提案がありまして、「子どもがのびのびと遊べる場創出プロジェクト」というので、1項目外に出して今進めている段階です。

今後も各課からそういうアイデア等がありましたら、うちのほうでも連携して事業を、もう少し分かりやすい、納めやすいというんでしょうかね、分かりやすいような出し方も工夫していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

あと、ちょっとだけなんです、企業版だと返礼品を渡したりとか与えられないと思うんですが、お礼とかというのはどういった形で、例えば感謝状をお出ししているところもあると思うんですが、町としてはどういったお礼をしているのかというところをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） それぞれ金額に応じて感謝状を贈呈しておりまして、例えば100万円を超えた場合は企業様の調整がございましたら、町長が自ら感謝状を持っていたり、

あと逆にこの前あったんですが企業様のほうで町長のほうに来ていただいて、そのときに感謝状を手渡したりとかそういうことで、一応謝意を示している状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

感謝状を渡しているというのはすごくいいと思うんですが、例えば非公表であれば広報とかSNSとかに載せられないですよ。なので、逆にそういったものを載せていったほうが企業集めにはいいので、その辺の集め方というところもぜひ検討していただければなと思うのと、あと例えば感謝状をお渡しに行って従業員さんにも個人版のふるさ納税をしてもらうチャンスがあるんじゃないのかなと思ったりとか、そういったときはチラシを持っていったりとか「こういった返礼品ありますよ」とかという横の連携を取ってやってもいいんじゃないかなと思うわけですが、そういったPRというかプロモーション、感謝状をお渡しする際にせっかく行くのであればどういったことをやっているのかというところを、もうちょっと教えてもらってもいいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 現時点なんです、現時点では今年頂いた企業様に「ぜひ次年度も」とか、「次もお願いできないか」というのが精いっぱいのところ、正直ふるさと寄附金のほうまでは従業員さんとかにはPRしていなかったんですが、今後の検討材料にさせていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） チャイムが鳴りましたので、お弁当の匂いもしましたので、そろそろ。

一番最初にもお話ししたんですけれども、いろいろなご意見あると思うんですが、このふるさと納税の制度というものは実際あるものなので、あるんだったらこの制度をとことん活用して財源確保というところにつなげていただければなと思って、今回質問させていただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 1番菅野隆二議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。再開は13時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を継続します。

通告順に従いまして、質問を許します。

2番米川修司議員、登壇の上質問願います。

〔2番 米川修司君 登壇〕

○2番（米川修司君） 2番の米川修司でございます。

私の一般質問はここ最近ずっとトップバッターだったんですけども、今日は2番目ということで自分の出番が来るのを待つのはこんな感覚だったんだなと、ちょっと懐かしい感覚になっております。野球ですと「2番最強説」というのがありまして、楽天イーグルスが2番に助っ人を据えるですとか、あと先日準優勝を収めた世界野球プレミア12でも、2番バッターがホームランを1試合に2本打ったりしまして、有名アーティストのように「私は最強」とここで言うつもりはないんですけども、ただ今朝気合が空回ったのか、布団から起き上がるときにふくらはぎを痛めましてシップを張ってきているんですけども、そういう状況なんですけどもしっかり頑張っておもっております。

では、本日は大綱が2つありますので、テンポ速めにいきます。

まず、大綱1点目であります。本町における不要不急の救急出場についてということでありまして、不要な救急出場があるかどうかというのは議論が分かれると思うんですけども、少なくとも不急の救急出場というのは全国的に問題になっていますので、こちらを取り上げさせていただきます。

塩釜地区消防事務組合のホームページによりますと、「救急車以外に搬送の手段がなく、緊急に医療機関等に搬送しなければならない場合は、迷わずすぐに119番通報してください」とありまして、まずこれが大前提にありますけれども、私消防事務組合の議会議員の1人でありまして、何も知らずに初めて議会に行ったところ周りの議員はベテランの議員ばかりで、議員1期目の僕が行って気後れしたのはあるんですけども、まずもって1期目にもかかわらず議員になることができたのをとてもありがたく思っております。

では、通告書を読み上げますと、塩釜地区消防事務組合の行政報告によりますと、令和6年の救急出場件数は合計7,772件と前年に比べて220件減っている一方で、本町は803件で前年比55件増となっております。この数値は9月30日現在であります。コロナ禍におきましては、救急出場件数が2市3町全域で増加していたものの、新型コロナが5類に移行した現在にお

いても減少していないのは本町のみであります。

参考までに、過去の救急出場件数を確認しました。ちなみに、新型コロナウイルスというのが国内において初めて感染が確認されたのは、令和2年1月15日であります。合計の数値を調べたところ、令和3年は約8,900件ということで前年比プラス580件ほど、令和4年は約1万件ということで前年比プラス1,100件ほど、令和5年は約1,600件ということで560件ほどプラスということでありましたけれども、私この数字だけ見ますと新型コロナが2類から5類に移行した後、2市3町の救急出場件数というのはピークアウトしたのではないかと考えていまして、実際今年は9月時点で220件下回っていますし、恐らく12月まで見ても前年を下回ると見ていまして、ただこれから年々救急出場件数が減るとは思っていませんけれども、この後は「2025年問題」というのが待っていますので。「2025年問題」といっても、ビデオテープが見れなくなるというその「2025年問題」ではなくて、団塊の世代が75歳を迎えるのが2025年ということで、これは後からまた触れます。

一方で本町の出場件数を見ますと、令和3年は約840件ということで、これが前年とほぼ横ばいだったんです。原因は分からないんですけども、私が議員になる前のことですし、たまたまだったかもしれませんが、令和4年は930件ほどでプラス80件、令和5年は約1,000件でプラス70件ほどということで、本町に限っては新型コロナが2類から5類へ移行した後も増加傾向は変わらないかなと。

参考までに、10月時点で前年比で増加に転じた市・町がもう1件あるんですけども、「松島だけじゃないからいいや」ということでは決してなくて、そういうことで救急出場の件数が増加傾向であります。

ということで通告に戻りますと、救急車や救急医療というのは限りある資源でありますから、宮城県や消防本部は救急車の適正利用を呼びかけております。先ほども言いましたように、後期高齢者は今後も増加する見通しでありますから、救急出場件数が減少する要素というのは今のところ見当たりません。「2025年問題」ということで、町内に住む団塊世代の方々が75歳を迎える直前、このタイミングですね。この時期にじっくり考えてみるのは、いい機会ではないかと考えて一般質問に臨んでおります。

それでは、(1)の質問に入ります。夜間、そして休日の救急電話相談につきまして、すぐに受診したほうがいいのか、それとも様子を見ても大丈夫なのか迷ったときは、おとな救急電話相談「#7119」というものが利用できます。本町におきましては、この「#7119」の認知度が低いのではないかと私は懸念しております。このことについて町は現在の状況をどの

ように認識していて、その具体的な対策をどのように講じていく考えであるかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 米川議員の一般質問に答弁いたします。

まず先に、「2市3町の中でも松島は多いのじゃないか」というお話をいただきましたけれども、私は分析していませんから何とも言えませんけれども、令和5年・6年は増えているだろうと思います。コロナは確かに減っているかもしれませんが、熱中症、それから観光客の増、こういったものがどのように数字に出ているのか分析してみないと、ただ単に「松島は多い」「多い」ということでもないのかなと思って聞いておりました。

近年全国的に救急件数が増加している中で、町としても救急車の適正利用促進については重要なものと捉えております。救急車・救急医療は限られた地域の資源でありますので、本当に必要なとき必要な方に使ってもらえるよう、町の常備消防へ協力していく必要があると考えております。

ご質問にある「#7119（おとな救急電話相談）」は、急な病気やけがをしたとき救急車を呼んだほうがよいか、今すぐ病院に行ったほうがよいか判断に迷ったとき、看護師等の資格を持つ相談員が電話に出て病状等を把握し、救急車要請の要否について助言をしてくれるもので、緊急性が高い場合には119番に電話を転送するなどして救急車の要請を支援してくれているもので、救急車の適正利用を進めるに当たり町民への「#7119」の普及促進を行うことは必要と考えております。

そういった認知向上に向けた対策等の取組については、後ほど危機管理監から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） まず「#7119」の相談件数につきましてですが、松島町内からの利用が令和5年で103件と、前年比38件増となっております。町民の認知度は、年々向上しているのではないかと考えます。ただ、不要不急の救急出場を減らすための対策として、「#7119」の町民への周知につきましては今後も継続が必要であると考えております。

町の対応といたしましてですが、これまで広報紙において年2回情報発信をしております。まず、救急の日である9月9日に合わせて救急車の適正利用について、「#8000」というものがあります、こども夜間安心コール。これと共に、制度が導入された平成29年10月1日の一月前ではありますが、同じ平成29年9月号から広報のほうに掲載を毎年しております。また、毎年広報の11月号では119番の日である11月9日に合わせて同じ内容のものを、こちらは二次元コードで消防本部のホームページにリンクさせたものになりますが、こちらのほうも掲載

しております。

また、コロナ禍で令和2年度から実施できていなかったんですけども、今年から女性防火クラブ、こちらのほうの応急救命講習のほうを再開しております、その中でも講師の救急救命士のほうから「#7119」等についての説明がなされておることから、地域への普及も促しているところです。

なお、広報記事の内容につきましては、消防本部や松島消防署から提供いただきまして町広報へ掲載していることから、今後も消防本部等々と連携を取りながら広報掲載及び応急救命講習を通じた普及活動、並びに乳幼児の親世代等々への啓発活動を継続して行う考えであります。

ちなみになんですけども、12月3日の報道で宮城県でも「#7119」の24時間化を2025年から開始する予定だという報道記事もありました。ますます利便性、使いやすさが高まるのではないかと思います。

以上であります。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） まず町長の答弁にありましたように、救急出場件数には観光客の件数も含まれているということで、それは私も把握しているんですけども、観光客が全体を占める割合は高くないと推測しております。

あとは、広報まつしまに「#7119」が載っているということで、年2回ですね。それは承知していますけれども、あとテレビ回覧板を見たんですが私は「#7119」の記事が確認できず、あと各種SNSも見たんですけども、あるのかもしれませんが私は見つけれなかったということで、広報まつしま以外にも「#7119」の周知というのは1つでも多い媒体で周知したほうが良いと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに、今現在米川議員おっしゃるように広報紙のみになっております。ですので、先ほど私のほうからお伝えしたように24時間化が宮城県内でも始まるということで、この拡大に合わせて、もしくはその前段階でも広報紙以外の例えばメールとか、おっしゃったようにテレビ回覧板とか、そのような媒体を使つての広報は必要なのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川修司議員。

○2番（米川修司君） 「#7119」は周知徹底を引き続きお願いしたいというのと、私も来年度から「#7119」が基本24時間化の方向ということで報道を聞いておりますが、私が見る限り仙台市は来年度からそうなる方向と見ているんですけれども、ほかの市町村も同様なんではないでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 現時点では新聞報道のみの情報になってしまうんですけれども、その内容を見ますと仙台市と宮城県が共同運営しているというのがこの「#7119」ですので、仙台市と宮城県が「来年度からやるよ」ということであれば、宮城県内全域の市町村が対象になるのかなと、報道記事を読む限りはそのように判断しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁のとおり事が進めば、本当に安心であります。というのも、私はおとといの新聞報道を見るまでは、この壇上で「町内で平日の日中に相談できる窓口を設けてはどうか」と提案したいと思っていましたが、おとといの報道を受けてその提案はせずに済むのかなと希望的観測を持っております。

そうですね。「#7119」でも救急出場件数がぐっと減ることを期待したい、信じたいんですけれども、いろいろな話を聞きますと、すぐに受診したほうがいいのか迷ったときに電話だけで、電話で対応する看護師やほかの職種の方々がどの程度その状況を正確に把握できて、どのくらいの精度で電話口で案内できるのか心配になったというか、そういう精度は高いと信じたいんですけれども、町としてどういう見解でしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 実際私も「#7119」を利用してみようかと思ったんですけれども、夜7時からとかそういった時間帯で実際。私自身は経験しなかったんですが、聞くお話によると症状によって、例えば「息をしていますか、していませんか」とかそういったことから始まりまして、結構詳しく聞いて救急車が必要だということへ誘導してくれるというのは、実際使った人からも聞いたことがありました。

ですので、町の見解としてとなるかどうかあれなんですけれども、まず「#7119」を利用させていただいて、そこで救急車呼ぶか呼ばないかを判断していただくというのは基本的方針として持っておくべきかなと、町としてもそういった考えでおります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁のとおり、電話で症状を聞き取ってそれで救急車を呼ぶか呼ばないかの判断をしてもらえると、本当に町民としてもありがたいですし、救急出場の抑制につながりますので、「#7119」の力を今後も信じていこうと思っております。

ということで、高齢者医療の観点からも大事なトピックだと思うんですけども、平日の日中、現在主治医などかかりつけ医にすぐ電話で相談できればいいんですけども、そもそもかかりつけ医がないという町民もいるかもしれませんし、主治医が遠方にいるという方もいるかもしれませんから、そういう方々はやむを得ず119番で救急車を呼んでいるのが現状かと思ひまして、そういった観点からもこの「#7119」というのがより普及すればいいなと強く思います。

（2）に進む前に、これも今週入った報道ですけども茨城県におきましては重篤な救急患者の受入れなど、ホームページによりますと「大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、令和6年12月2日から救急車で搬送された方のうち救急車要請時の緊急性が認められない場合は、一部の大病院において選定療養費を徴収いたします」とありまして、ちょうど紙の健康保険証が廃止された12月1日と同日から、都道府県レベルでは全国初の取組でありまして大きく報道されていたんですけども、ただ茨城県のホームページを見ると本当に大きく強調していたのが、「救急車の有料化ではありません」ということで、そこは本当に誤解してはいけないところだなと思うんですけども、現在は都道府県レベルでは茨城だけですけども、これが増えていく可能性は少なくないかなと思っております。

そうですね。「#7119」を利用して「様子を見ても大丈夫ですよ」「すぐに受診しなくてもいいですよ」となればそれでおしまい、安心というところですね。一方で、電話相談で「すぐに受診してください」と言われた場合ですけども、症状が軽い場合などですね。

それで、（2）の質問に移ります。症状は軽いんですけども、交通手段がない場合なんです、消防本部の認定を受けた患者等搬送事業者を利用するのが望ましいと通告時点では思っていました、いろいろ調べるとそんな単純な話でもないかなと今思っていますけれども、塩釜地区におきまして認定事業者を抱えていないのは本町のみであります、町は現在の状況をどのように認識していて、具体的な対策をどのように講じていく考えであるかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） それではお答えします。

ご指摘のとおり、患者等搬送事業者につきましては、当町では認定された事業者はおりません。

ここで改めましてなんですが、患者と搬送事業者について説明させていただきます。主に寝たきりの高齢者・傷病者の方が、症状は軽微ではあるが交通手段のない場合に利用できる移動手段を提供する事業者ということであり、主に通院・転院・入退院の際に利用されております。こちら消防本部のほうに確認したところではありますが、民間による患者等搬送事業発足の理由といたしましては、一般的に転院搬送の際に救急車両が使用されることが多く、それを消防機関のほうから認定された民間事業者に一定量任せることで、救急車の適正利用の一環となるようつくられた事業とのことでした。

こちらの利用料金につきましては、一般のタクシー同様距離制料金となっており、時間制の貸切り料金を設定しているところもございます。必要に応じてストレッチャーや車椅子の使用料、それから介助料金追加となりますが、なお事業者の車庫等から自宅等までの出張料金はほとんどの事業者ではかからないということです。例えば「塩竈市の認定事業者を松島の自宅まで呼んで利用、多賀城まで行く」というときは、塩竈から松島まではかからないで松島から多賀城の病院までの料金のみという料金設定がほとんどでした。

それから、認定までの流れなんですけれども、塩釜地区消防事務組合の場合ですと消防本部のほうから打診して認定事業者になっていただくわけではなく、資格を有する運送事業者のほうから消防本部へ申請して、基礎講習等々を受けて必要な設備を整えて運行を開始するという形になります。ですので、事業者側が現在の営業内容に加えて、設備とか人員を新たに整える余力があるかどうか総合的に分析しながら、申請の判断を事業者自身で行うものになるのかと思います。

ですので、町としても消防本部の対応と同じように、町から交通事業者へ申請を打診する予定は今現在はございません。緊急性の低い場合ですが、自力歩行可能な方は町内のタクシーや、介助等が必要な方であればこれは町内にもあります介護タクシーの事業者、それから町外にはなりますけれども、この認定を受けた患者等搬送事業を利用していただければという考えでおります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 患者等搬送事業者については、今の答弁で説明が詳しくありましたので、それで結構です。

私が住んでいるセザール松島から最寄りの患者等搬送事業者というのは、利府町の森郷にある事業所なんですけれども、所要時間は道路がすいていても約15分かかるということで、松島消防署からだったら5分でセザールまで着きますから、近いほうが安心という町民の心理にもあるかもしれません。

ちょっとお尋ねしたいのは、町内にはこの患者等搬送事業者が1軒もないんですけれども、町として1軒も手を挙げない要因というのはどういったものなのか、想定されるものがあればお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 町にない要因の詳しい分析等々は行ってはいないんですが、今現在2市3町で6事業者ありまして、塩竈市さんの事業者なんかは年間で5,000件ぐらいの利用があるようです。中身が入退院とか、あとは施設から病院への移送とかそういった内容になるようなんですけれども、その中で松島町内での利用者の数を押さえていないんですけれども、松島町内での利用者の方もいるようですので、今ある2市3町の6事業者で松島の町民の方も足りているのかなという、数字だけ見ればなんですけれども、というところになります。

ただ、詳しい分析はしていないので、この辺なんかは消防本部の警防課さん、救急車担当ともお話を詰めながら分析していきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 町内に事業者がないということですから、町民は他市町の事業者を利用しているというのは容易に想像がつくんですけれども、通告した後でいろいろ調べて思ったんですけれども、高齢者医療の観点から見ますと患者であったりその家族であったり、あとかかりつけ医から見ますと自宅から医療機関までの間であったり診療所から病院まで向かう交通手段としまして、一般のタクシーであったり患者等搬送事業者であったり、こういうものを利用するというのは若干の不安が付きまとうんじゃないかと思うんですよ。

というのも、救急車と違いまして一般タクシーも患者等搬送事業者も救急救命士や看護師などは同乗しないわけで、そういうところで「ただ搬送すればいいか」というと、決してそうではないと今回よく分かってきました。

それで、「町内で手を挙げる事業者いません」と、一般のタクシーであればそれで足りるんであればいいんですけれども、「それだと不安だ」「病院まで行く途中が心配だ」という町

民がいるかなと思っ​ていま​して、そう​すると町​であ​ったり2市3町​であ​ったり​そう​いう自治体​や一部事務組​合が主体​となりま​して、搬送用の車両​であ​ったり​それ​に同乗するスタッフ​なり​そう​いったもの​を確保​して、町​で​そう​いう搬送​という​のを担え​ると本​当に理想​かなと思っ​ているん​ですけれ​ども、​そう​いうこと​を検討​して​いただ​くとい​うのはい​かがで​しょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 患者等搬送事業者につきましてですが、こちら消防本部の研修等々を受けた乗務員のほうが同乗します。消防の講習を受講して、救命講習とか応急手当ての知識を得た当町乗務員が同乗します。状況・容体によっては、看護師等とも同乗することがありますので、例えば、救急車を呼ぶほど緊急性はないものの、施設から病院とかに転院する際に一般の介護タクシーではちょっと不安だという方のニーズに応えるのが患者等搬送事業者という認識でおります。

町としてこれを用意するとなると、最初の答弁にもあったように消防本部もそうなんですけれども、町とか本部から働きかけてというところは今現在考えていないので、町で入れるというのはこれから2市3町、ほかの多賀城さんとか塩竈さんの意見を聞きながら調査研究していくところかなとは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） ぜひそのような方向で、検討をお願いできればと思います。

あと、転院の話については、松島病院であれば車両を抱えていますので転院は難しくないと思うんですけれども、町内の3つの診療所はそういう車両を持ち合わせていないのかなと思っ​ていま​して、町​で​そう​いう車両​があ​って各診療所​がシェア​できれ​ばそれ​にこした​ことはな​いのか​なと思っ​ていま​して。

救急車の要請に対して、救急隊は原則搬送しなければならず、搬送を拒否するというのは決してできません。一方で、今年4月から医者時間外労働の上限規制というのが強化されて、救急医療現場のさらなる逼迫が想定されております。そうしますと、緊急性の高い患者に医療を提供できなくなって、救える命が救えなくなる事態が懸念されます。

あと、これはなかなか報道されないと思うんですが、どの業界もそうですけれども救急隊員もこれから成り手不足が見込まれると思っ​ていま​して、実際塩釜地区消防事務組​合もこれ​から大変​なんだと思っ​ていま​して。なおさら、救急車​が適正​に利用​される​ように周知徹底​されたい​んですけれ​ども。

それで、冒頭でも触れましたが町内の救急搬送というのは、今のところ減る見通しが立たないですね。後期高齢者はもっと増えていきますし、それで来年の今頃になって「今年も救急出場が増えたね」「仕方ないね」と、毎年そういうことで済ませることはできないかなと思っていて、先ほど提言しました町なり一部事務組合で車両を用意して人員も確保して、それで診療所間のシェアだったり2市3町のシェアだったり、そういうのはもちろん予算の措置を伴いますけれども、こういった車両の確保・スタッフの確保というのを考えていただけないのか。予算の措置が必要なので、町長の見解をお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 緊急搬送については、2市3町全体で考えなくちゃならないと思います。ですから、消防事務組合の定例議会があるわけですがけれども、そのときに首長さんたちがみんな集まりますので、そういった中でランチミーティングみたいな形でこういったことについて今後どうしていくべきなのかというまずは今日の話題を提供して、それがどのように膨らんでいくかという内容を少し検討していきたいなというふうに思います。

今日米川さんから言われた内容については、今年年内に2回消防はありますので、定例議会とあと合同の研修会とありますから、その都度議員のほうからも聞いていただければなおありがたいなと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁にありましたように、組合の管理者・副管理者との協議というものぜひお願いしたいですし、あと今回は松島町が際立っているということで町の一般質問で取り上げましたけれども、必要に応じて一部事務組合での一般質問も検討しようと思っておりますので、町長ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、大綱2点目に移ります。質問事項ですが、幼稚園間及び小学校間における体験格差についてであります。

体験格差というのは、まだ国語辞典に載っていないという認識なんですけれども、子供が体験することにおいて生じる格差のことです。具体的な定義が定められていませんが、学校の外で子供が行う遊びや習い事、旅行などの体験活動に差が生じることを指すのが一般的であります。私が今回質問したいのはこういう一般的な体験格差ではなくて、子供が積み重ねる体験活動に格差が生じる理由は幾つかあるんですけれども、経済的な理由であったり、親の認識・意識であったり、地域的な理由などなどありますけれども、そういった格差ではなくて子供の通園先であったり通学先の違いによって生じる格差を取り上げたいと思っています。

す。参考までに、この体験格差というのは今井悠介さんの本を読んで着想を得たところであり
ります。

冒頭で念押ししたいのは、決して現在の町の教育行政をこれこれ批判したいとかそういう意
図は全くなくて、あくまで前向きに町の教育行政を評価させていただきたいというそのため
の問いかけですので、まずご了承いただければと思います。

内海教育長の教え子の方と3年ほど前に知り合って、今でもほぼ毎週顔を合わせる間柄なん
ですけれども、その教え子の方から先日聞いたエピソードがありまして、小学校を卒業する
ときに内海先生から格言をいただいた、それを胸に中学・高校・大学、そして社会人生活を
送ってきましたと。それだけでも感心して聞いたんですけれども、さらに40歳に転職しまし
てフリーランスになったということで、ずっと会社員生活をしてきてそこからひとり立ちと
いうことでとても不安だったと思うんですけれども、そこで内海教育長に再度「40歳の僕に
何かメッセージをください」とお願いしたそうで、そこでまた内海教育長は彼に向けてメッ
セージを発信されて、本当に40歳になっても思い出されて再度改めて教えを請うという、そ
ういうエピソードを聞いて本当に感銘を受けました。ということで、ここで報告させていた
だきます。

それでは、(1)の質問に入ります。本町の各幼稚園におきましては、学びの芽生えに寄り
添う幼児教育という基本施策の下、それぞれ特色のある事業を実施されております。一方で、
保護者等との協働による交流型学習に関しましては、保護者ボランティアによる「すずめ踊
り体験会」などに着目しますと、第一幼稚園と第五幼稚園の間に多少の温度差があるのでは
ないかと懸念しております。

幼児にとっては、園先を問わず地域に対する愛着形成に資する体験を得る機会が公平に与え
られることが望ましいと思いますけれども、園区の廃止であったり認定こども園への移行を
含めまして、教育委員会としては現在の状況をどのように認識していて、対策をどのように
講じていく考えであるかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 米川議員のこの質問につきましては、教育委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 褒められてほほを赤くしてしまいましたけれども、何も差し上げられ
るものはありませんので、すみませんが。ただ、褒められたからといって発言が優しくな
るとは限りませんので、よろしく申し上げます。

米川議員さんの質問を読んで、こういう捉えでいいのかなということでもっとだけ聞かせてもらいたいんだけど、第五幼稚園では「すずめ踊り」をやっているんだけど、第一幼稚園では「すずめ踊り」をしていないことが多いと。それでそこには温度差、体験の格差が生まれてしまうから、大体同じようにやったほうがいいんじゃないかっていうような捉えでよろしいでしょうかね。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） どうぞお座りください。

すみません、まず補足させていただいて、私としましてはただ五幼の体験活動を一幼がまねて画一化すれば、それで解決とは決して思っておりません。一幼は一幼、そして五幼は五幼で単純には比較できない特色のある体験活動をそれぞれ展開してもらいたいという趣旨で、一般質問に臨んでおります。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 質問に対して質問してしまって大変失礼だったんですが、正しく答えるために確認したかったことをお許しください。

それで、松島の幼児教育は各園が立地条件を生かした教育を展開していると。つまりどういうことかということ、地域性があると思います。それから、児童数があると思います。それから、先生方の人員もあります。組織体制もあります。そういうことを踏まえながら、子供にとって一番大切なのは何かを考えながらやっております。

例えば、第一幼稚園では、松島海岸エリアの園外保育、結構外に出ていきます。園外保育によって、歴史的資源や文化的資源に触れる体験を多くしています。それから第五幼稚園については、質問の中にもあったように竹谷舞によるすずめ踊りの体験とか長松園の園外保育などを行って、それぞれの子供の一番ベストとは言わないですけども、ベターな方向で個性を伸ばしていく、遊びの世界を広げていくというような活動をしています。

ただ、教育委員会としては、それぞれの園の相違点について温度差とか体験格差、これはどなたか先生が書いているのである程度認知されているのかどうか分かりませんが、そういう認識は全くなく全部地域の特色だと捉えております。ということで、一幼でやっているものを五幼でやらなかったり、でもどこかでやっていなくても小学校に上がる前にほとんど大体同じようなことをやっています。

そして、両園で交流事業も積極的に行っています。2園になりましたから、五幼が動けば一幼にすぐ行けます。今日も実は「四季島」が来ていました。一緒に「四季島」を見学してい

ます。そういうのも簡単にできるようになりましたので、例えば特色を生かして可能な限り体験が公平になるように取り組んでいます。

例えば、うちの職員に調べてもらったんですけども、両園で一緒にやっているというのは読み聞かせですか。それから交通安全、不審者対応訓練とか、体験と言ったらいいんでしょうかね。それから、両園で一緒にやっている「うたあそびコンサート」「夏まつり交流会」「踏切安全教室」とか「四季島」とか、そういうものをいっぱいやっていますので、こっちが多くてこっちが少ないとかじゃなくて、漏れなく小学校に入るまでやっているということでご理解ください。

そして、米川議員さんが「園区の廃止、認定こども園の移行を含めて等々」と書いてありましたので、登園区域・幼稚園の区域はどこまでなんですかと。第一幼稚園は第一幼稚園学区というものがあるのですかという意味なのかどうか分かりませんが、これは第二幼稚園が廃止とともに園区、幼稚園の学区はなくしておりますので、だから第五幼稚園に第一幼稚園の学区に住んでいる人が行きたいとなれば、それはそれで構いません。ただし、小学校に戻るときにはその小学校の学区に入ってもらおうということになりますので、ここは十分丁寧に説明し、「話が違う」とならないようにしております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁を踏まえまして、まず一幼独自の事業があるということを教育委員会から事前にヒアリングして、園外保育などなど把握しているつもりであります。あと、第一幼稚園のホームページを見れば活動日記として随時アップされていますので、それを見れば一幼独自の取組というのはよく分かると思います。

けれども、私は先日配られた教育行政点検評価報告書を読んだ上で質問臨んでいますけれども、少なくともこの報告書によると第五幼稚園独自のものは載っていますが第一幼稚園独自の事業が載っていないということで、一幼独自の事業がしっかりあるんですから報告書にきちんと来年度から掲載していただきたいという要望があります。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） そういうことであれば、蜂谷次長のほうから厳しく指導してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） ぜひ蜂谷課長さん、よろしくお願ひいたします。

あと、園区の廃止につきましては、私の誤解がありました。来年度から第五幼稚園の園区がなくなったのは知っていたんですけども、第一幼稚園の園区も同時になくなっているという認識がなかったもので、そちらは訂正させていただきます。

ということで、町内の子供は現在は誰でも一幼の教育を受けられる、誰でも五幼の教育を受けられるということで、すると少なくともどちらの幼稚園を選ぶかは保護者の選択次第ということで、機会が公平に与えられていると分かりましたので、それはよりよい方向に進んでいると今感じております。

(2)の質問に移りますけれども、(1)の質問と答弁が重複すると思いますが、まず通告書を読みます。本町の各小学校におきましては、児童の学びと健やかな成長を支援する学校教育という基本施策の下、それぞれ特色のある授業が実施されております。

一方で、世界とつながる機会と体験を提供する国際理解教育の推進であったり、地域とともにある学校の推進に関しましては台湾双冬小学校とのオンライン交流や伝統文化の継承活動などに着目しますと、一小と二小と五小との間に多少の温度差があるのではないかと懸念しております。

児童にとっては、通学先を問わずに異文化を学んで、また郷土愛を育むための体験を得る機会というものが公平に与えられることが望ましいと考えていますけれども、学区の廃止であったり小規模特認校への移行も含めまして、教育委員会は現在の状況をどのように認識していて、その具体的な対策をどのように講じていく考えであるかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 答弁の順に沿ってお答えしていきたいと思ひます。

第五小学校における台湾の双冬小学校のオンライン交流につきましては、実は昨日やりました。それで1時間ちょっとかな、お互いにこうやって、台湾から「アップルパイナップル、これがおいしいんですよ」と言って、こっちは今回はそれを聞いて質問する。「どんな味ですか」「ちょっと酸っぱい味です」ということで、そういうのをやりながらやっていて、実は双冬小学校のほうからこれはオファーがかかりました。うちからオファーをかけたわけじゃなくて。それで、受けるときに「10年間やるんだったら、一緒にやりましょう」と。

台湾って、私もちょっと認識不足だったんですけども、国交を樹立していないのであちらの領事館みたいな大きな組織が入って、県の国際観光課のほうに行って、そして松島第五小学校と。だから、普通の交流とは違う強い交流というんですか、結びつきが強くなっておりま

す。異文化を深めるというのは大変な努力が必要で、松島五小のほうの先生方に聞くと台湾の歌を3か月かかって歌った。もう拍手喝采でした。そして台湾のほうは、「亜麻色の髪の乙女」を歌って聞かせたいんですけども、みんな倒れると困るなど、そういうのを歌って交流を深めました。

思ったのは多文化を知る、特に他国の文化を知るというのはそんな簡単なものではなくて、長年の歳月が必要だということを改めて思いましたので、五小は五小のオリジナルなんですけれども、これはずっと続けていきたいなと思っております。

一方、じゃあ第一小学校・第二小学校はそういう文化はどんなのという話になってくると思うんですけども、双冬小学校のように強い結びつきはないんですけども、第二小学校では宮城県国際化協会「MIA」というんですけども、国際理解の教育支援事業によって外国出身者の講師を招き多文化を学ぶ授業を開催する予定ですということで、12月18日にインドネシア・スリランカ・カザフスタンの人たちを招いてそういう文化を学んでいくということで、もちろん子ども国際観光科でも外に向けて発信したりしていますので、そういう点ではうちは多文化を知ることには大いにやっているんじゃないかなと。

また、一小の子供・五小の子供を知るというのも大変大切なので、小学校同士集まっているいろんなゲームをしたりしていますので、そういうことではほかの他市町村がやっている以上にやっているのではないかなと思います。

伝統文化の継承活動につきましては、各校の特性や地域資源を生かしながら、共通の学習体験を通して松島の理解を深めることを目的とした「松島まるごと学」、これは結構他市町村でも有名になっております。町の歴史や文化・産業などを、体験を通して学んでいます。

例えば第一小学校は「大漁唄い込み」「五大堂太鼓」、それから第二小学校は田中川を探検して生物の多様性を研究したりしています。それから、第五小学校は「豊年踊り」「菊作り」、今年は菊は失敗だったそうです、暑すぎて。それから「菱取り踊り」、そういうようなのをやっております。極めつけは山に行ってチェーンソーを使うというような、最初私は「いつも懐に辞表を入れておかなくちゃならないかな」と思ったんですが、十分にそういうのもしておりますので、町全体で児童の成長を支える方向性にはある程度一貫性があるのではないかなと、自画自賛になってしまいますけれどもそう捉えております。

それから、小規模特認校制度のことについて、ちょうどよい機会なのでお話しさせていただきたいと思います。小規模等特認校制度は、実は募集をかけて町内から3名ほど学校見学、学校説明会に行きたいということが申し出ております。12月11日、それをやるつもりです。

3名ですから複式学級、今のところですね。この後どどどっと増えるかもしれませんが、今のところ複式学級解消にはなりません。ですけれども、反面あした大和町の落合小学校というところに複式学級がありますので、そこを先生方全員で見学してどちらでも大丈夫なような体制は整えているところでございます。

あとは肅々と子供たちに説明して、「いい学校か」「帰れる学校か」「やれる学校か」、それでそのときに前も言ったんですけれども、コミュニティーに必ず参加する、コミュニティーの行事に必ず参加するということとかそういうような約束事、あと「駆け込み寺ではないんですよ」というようなことも、厳しいようなんですけれどもしっかり伝えて五小に入れていきたいんだと。あるいは、入れられないかもしれない場合もあるんですが、そういうのを私のほうで審査していきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 忘れないうちに、幼稚園の話で1つ伝えそびれまして、第一幼稚園では今年度全国で初めて虫歯指導という全国初の取組があったということで、見学もしました。そういった取組をととても感心して見ておりまして、そちらも次回の点検評価報告書にぜひ掲載していただこうと思います。あと、宮城県国際化協会による留学生の文化紹介についても、こちらもとても感心して見ております。

幼稚園の頃の繰り返しにもなりますけれども、ただ五小の体験活動というのを一小・二小がまねすればいいと私は思っていないし、一小は一小、二小は二小で単純に比較できない特色のある体験活動を展開しているということですので、あとそちらの外部への発信をより努めていただければなと思うところであります。

私ごとですが、幼稚園には通ってなくて保育園に通っていたんですけれども、ほとんど記憶がなくて保育士の方を常に困らせていたということだけは覚えているんですけれども、そもそも私の住む青森市内には公立の幼稚園はありませんでしたし、比較しようがありませんでした。

小学校は現在42校あるんですけれども、私が通った小学校にはそもそもプールがなくて、あとスイミングにも通う機会がなくて泳げないまま卒業いたしました。ちなみに中学校は現在19校あるんですけれども、私が通った中学校にはプールはあったものの、プールの授業は3年間なくて、こちらも泳げないまま中学校を卒業しまして、結果的には高校1年の夏休みに水泳の補習を受ける羽目になりまして、何とか頑張って25メートルは泳げたんですけれども

それも20年以上前の話で、もう現在ほぼ泳げない状況で、こういうのも学校間における体験格差の1つじゃないかなと、私が身をもって体験したことであります。

余談ですけれども、中学校は私の中学校だけブレザーでほかの学校は学ランだったんですけれども、私は学ランは似合わないと思っていたのでブレザーで喜んでいましたが、同級生には学ランを着たかった子もいたようですし、あと髪型ですね。青森市内だけ髪型は自由でしたが、ほかの市町村はみんな丸刈りが強制でしたので、私は小学生のときは親から丸刈りを強制されていたので、髪が自由になってそれはラッキーだったんですけれども、これは体験格差じゃなくて校則による格差ですけれども、それは余談でしたけれども。

あと小規模特認校の話は、今伺って町が目指す方向で進んでいるのかなと感じましたし、あと今のところ学区は廃止されていないんですが、学区の廃止についても通告していますので、現状話せる範囲で何か考えがあればお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 学区の見直しということですか。

○議長（色川晴夫君） 確認ですね。

○教育長（内海俊行君） 学区の見直しについては、今のところまだ検討はしていませんけれども、なぜかという小規模特認校制度とか幼稚園・保育所の再編というとおかしいんですけれども、そういうことも絡んできますので、そういうことも全部完成したらでは遅いんですけれども、その前までには十分に検討する必要がある。学区というのは非常に保護者もデリケートなもので、ここをくっつく側に変えるということと大変な騒ぎになります。

あるいは、小規模特認校も何年かやったら、それでも立ち行かなくなったらいよいよということも考えられます。そのときにも、また今の学区でいいのかどうかというようなことも考えられますので、2つ構想を持ちながら片方は小規模特認校制度と学区、あとは再編も考えながら学区というようなことも考えていきたいなと思っております。今のところは、小規模特認校制度に注力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 決して学区を廃止する提言というのではなくて、誤解されていないと思いますけれども。幼稚園は園区が今はないというということで、幼稚園では園区がないけれども、小学校は学区がこれからはずっと変わらないということはないのかなと。すぐ学区を見直してほしいということではなくて、そういう将来的なことも見越して今後も柔軟に検討

していただきたいという要望でありますので、よろしくお願ひできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 要望であれば承りますけれども、例えば極論を言うと学校が1つになった場合は学区がなくなるわけですね。そうすると、だんだんそれに沿ってどういうあれをしていくかによって、多分学区というのは少しずつ変わっていくだろうと。

先ほど、幼稚園は学区がないと言ったんですけれども、間違っ「て小学校は近くの学校に行きたい」「でも小学校は違います」「あなたの学校はこっちですよ」と、そういうことにならないようにぜひ説明もきちんと、混乱しないように私のほうは説明していきますけれども、どうぞそういう部分もご理解いただければと思います。

要望は承りました。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 引き続き、よろしくお願ひできればと思います。

最後に、（3）の質問に移ります。宮城県は台湾からの教育旅行の誘致に向けまして、互いの学校や地域を紹介して、児童生徒が体験できるプログラムや課題を探っております。県は年間目標としまして高校30校、そして高校生1,000人の受入れを掲げておりまして、今年度から受入れ対象を小・中学校に拡大しております。

日本三景松島というものは、台湾の学校にとりまして旅行先の有力な候補となり得ると思っておりますが、姉妹校協定による双方向の交流を含めまして、教育委員会と町長はどのような視点に立って今後対応していくのか、お尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） では、私のほうからまず、宮城県が台湾からの教育旅行誘致を進めている中で松島が有力な旅行先として注目されていることは、町の観光振興にとっても大きな機会だと考えています。しかしながら、姉妹校協定については双方において交流事業を行う体制づくりや、カリキュラムの確保などによる学校への負担など課題が多いと認識しております。先ほども申したように、準備するのに相当時間がかかってきます。「はい、やりましょう」という感じではないので、教育委員会としては姉妹校協定の締結は現段階では検討しておりません。台湾のようなところから逆にオファーが来れば、十分に考えてみたいとは思いますが、今のところそのような考えはございません。

姉妹校の協定はなくても、オンライン上では双冬小学校と双方向の交流を行っておりますから、引き続き交流事業を継続するとともに、他の小学校においても宮城県国際政策課や松島町国

際交流協会などの関係機関と協力して、台湾以外も含めてもし交流の機会があれば、その芽は大切にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 姉妹校協定の予定は今のところないということですが、県内を見渡すと丸森町の小学校・中学校の3校というのが台湾と既に姉妹校の提携や協定を結んでいます。英語教育で文法よりコミュニケーションを大切にしながら、グローバル教育というのを深めていっているという報道がありました。

それもありますけれども、今のところオンライン交流というのは五小に限られているわけですが、姉妹校協定を結ぶかどうかは別にしまして一小・二小、あと松島中学校でも同様の取組をしてはいかがでしょうか。そういった検討をしていただけるかどうか、お尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 各小学校のほうにも、いろいろ県を通じまして「台湾との交流はどうか」というような紹介等もございます。そういった際に、各小学校とも相談しながらにはなるんですけれども、例えば松島第一小学校でも今年手を挙げたという経過はあるんですけれども、各学校の行事等でマッチングできなかったということもありますので、そういった機会を各学校と相談しながらその都度その都度対応・検討していこうかなというふうには考えております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁で、手を挙げたのは第一小学校のみだったということなんですが、分かりました。

五小のようにほかの小学校も同じ取組をすればいいということではないんですけれども、こういう海外の小学生との交流というのはなかなかないので、それに代わる一小独自、二小独自の取組がなかなか思いつかないというのもありまして、そういうところは3つの小学校どこに通っても大体同じような体験ができればいいなという思いが強くなります。

最後に質問させてください。このまま第五小学校と台湾双冬小学校のオンライン交流が進んでいった場合ですが、近い将来相互に児童を派遣しようと、そういった話も出てくるんじゃないかと十分に考えられるんだと思ひまして、こういった質問は本来は6月議会で教育長が再任された当初、向こう3年間のビジョンをお尋ねすべきだったかもしれないんです

けれども、まず先方が修学旅行の行き先としましてもし松島を選ぶ場合ですけれども、先方から来てもらってうちからは「台湾へ行きません」とはなかなか言いづらいと思うんですね。

すると、あらかじめ町として何かしら考えなきゃいけないとあって、まだ双冬小学校から松島に来るといふ打診すらないと思えますけれども、まず町としましてはもし打診を受けたら何年後を目安に小学生を教育旅行で台湾に行ってもらおうのかなと、そういう漠然としたビジョンをお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 個人的に言っても、教育長がしゃべれば個人的にならないんだろうとは思いますが、私が最も嫌いなパターンでございます。何人か選ばれた子供たちが行って交流して帰ってくる。じゃあ、選ばれない子供たちはどうするのという話で、私は今までいろいろな学校を、ちょっと興奮し過ぎました。いろいろな学校を見てきました。それで、何でそういうことをするんだろう、やるなら全員でやったらいいんじゃないかと。何回か知っています、某どこかの学校とかでそういうのをやっていますけれども、それって本当に行った学校、例えば松中の子供が5名行って松中にそれが還元できるのか、それが町に還元できるのか。例えば、こうだったらいいです。行った子が必ずホームステイの場所を自分の家にするとか、でもそれもしないんです。行くときはいろいろなことを言うんですけども、そういう経験を嫌というほどしましたので、私もしそういう話が出たら十分にスタッフと興奮しないように考える必要があるんだろうなと思っています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 本当に僕が懸念していることを、教育長が今答弁してくださいました。私も、もし双冬小学校から小学生が来た場合は、それは特定の人でなくても全員向こうから来てもらいたいと思えますし、こちらから台湾へ行くのも小学生全員が望ましいと思っております。

もちろん、最初は五小だけかもしれませんが、一小と二小は台湾に行かなくていいのかという決してそうではないと思えますし、小規模特認校制度が進めばほかの学区に進んでいても五小を選んで、それでいずれ台湾に修学旅行に行けるかもしれないんですけれども、すると一小・二小に通っている子たちとどうやってバランスを図るのかという問題も新たに出てきますし、なかなか今の修学旅行の予算で台湾には行けませんから、それは町の補助など、国や県の補助などを望みたいところですが。

そういうところで、実際に町の小学生が台湾に行くとなるとこれは予算措置が伴いますので、こういった双方向で台湾から修学旅行で来てもらったら、今度は逆に松島から台湾へ修学旅行に行かせるということというのは近い将来考えることになるのかなと想定しているんですけども、こちらの町長の見解をお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 簡単なようで、難しい質問だなと思って聞いてました。

明日からかな、宮城県内の市長さんや首長さんたちが台湾に行って視察をしてくるようでありますけれども、台湾は今ものづくりで物すごいTSMCも含めて、台湾は景気が物すごく上がっているんだそうでありまして、昨日か何かの新聞を見ると東京エレクトロンの社長が向こうに半導体のエネルギー研修センターを造るというふうに大々的に発表されているので、それは台南のほうでありますけれども、そうすると宮城と台湾というのは様々な人的交流が出てくるんだろうなというふうに思います。

ただ、今小学生、中学生にしてもそうですけれども、一時期コロナ前か震災後に松島高等学校がオンラインでいろいろやりましたけれども、まずはオンラインから始まってそれで海外をよく知ることから始まらないと、「さあ、来年からじゃあ行きますか」と言ってもなかなか正直言って大変な費用がかかるんだろうなというふうに思います。やっぱりやる上には、平等性を持っていないと駄目だと思いますし、かといって子供たちに海外に目を向ける、それから技術者としての目を向ける、そういったことが将来的には町の財産になってはね返ってくると思うんですね。

そういったことも加味しながら、今後こういう機会があれば、どういう引き出しをもってどういうふうにやればいいのか様々なことで検討していきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） ぜひお願いできればと思います。

近い将来台湾から小学生が松島に来た場合、「今度は松島から台湾にぜひお越してください」と言われて、「分かりました。これから検討します」と、そういう曖昧な返答はなかなかしづらいと想像してしまして。となると、私は近い将来そういうのも想定していますし、なかなか今の円安の状況で台湾の小学生と同じ規模の旅行が松島の子供もできるかという、難しいところがあるんですけども、とにかくそういう先々を見越して、実際宮城県でこれから教育旅行に力を入れる、台湾から誘致したいという話在实际出ているわけですから、これを松島町に置き換えて当てはめて考えて、先を見てぜひ検討していただければと。

台湾に修学旅行に行くだけが、それが教育旅行の目的ではもちろんないんですけれども、ほかの業種との兼ね合いもありますし、そういったところで本当に総合的に、こういった教育旅行は特に総体的に考えて取り組んでいただければと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 2番米川修司議員の質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は14時30分。14時30分に再開します。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。

11番小澤陽子議員、登壇の上質問願います。

〔11番 小澤陽子君 登壇〕

○11番（小澤陽子君） 11番小澤陽子です。今まで私が、気がなかなか引けて質問できなかった質問があります。これは、新型コロナワクチンについての質問であります。

このたび、アメリカではトランプ大統領が選ばれました。これから世界は大きく変わっていくと思います。ですので、この質問を出させていただきます。

現在も新型コロナワクチン接種の後遺症で倦怠感や頭痛で休職、その後も体調が優れない状況が続いて困っているという方々が全国にいると思われまます。ワクチン接種による健康被害に関しては、国の予防接種健康被害救済制度があります。ワクチン接種と健康被害との間に因果関係が認められた場合、つまりワクチン接種が原因で健康被害が起きたと認められた場合に救済給付が実施されます。

請求に必要な手続等は市町村で行うものとされ、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど必要となる書類を添えて市町村に請求し、県を通じて国・厚生労働省に進達、国は疾病・障害認定審査会への意見聴取、審査会からの審査結果を踏まえ認定否認の判断を行って、支給・不支給の決定の流れとなります。

健康被害救済制度のうち、新型コロナワクチン接種に関する全国での請求件数は、令和6年6月時点で進達件数1万1,305件、認定件数7,458件、否認件数1,795件ということですが、年々進達数は増え、ワクチンの副反応によるワクチン後遺症を抱える人が数多く存在してい

ることが想定され、全国にまだまだ同様の問題を抱える人が数多く存在していると思われ
ます。

全国的に国が進達を受理してから結果の通知までに早くても三、四か月、長いものでは1年
以上必要だと聞いています。症状が重ければ重い人ほど、請求が複雑で困難になるという問
題を抱えているようです。

そこで、我が町の接種後の対応などについて伺います。1、我が町の健康被害救済制度のう
ち新型コロナワクチン接種に関する進達件数認定件数、認定件数、否認件数、審査未了件数
の現状を把握しておりますでしょうか、その数をお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 小澤議員の一般質問に答弁いたします。

松島町における新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種は令和3年5月から実施し、令
和6年3月末までの総接種回数は延べ5万6,411回、最も多い方で7回のワクチン接種を受け、
町民の接種率は88.9%でした。ワクチン接種後の健康被害については、4名の方から救済制
度に関する相談があり、うち1件が申請し認定となっております。否認や審査未了はありま
せん。

当該制度に係る進達は、町が設置する予防接種健康被害調査委員会の調査に基づき実施する
ものであり、申請の詳細の内容・進捗については漏れなく町が把握しているところでありま
す。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） この結果については、ある程度予想していたのかそうでなかったのか。

また、相談から進達についてスムーズに進むようマニュアルか何か、または県に直接指導を
仰ぐようなシステムが構築されていたのかどうか。そして、そのやり方は町民の皆さんへ親
切な対応という形で伝わったのかどうか、検証してみたのがあればどうだったのかをお伺い
いたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この後の質問につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 結果については予測をされていたのかというご質問につい
ては、まず予測については令和4年の6月に先ほど町長が申しあげました健康被害調査委員会
を1回開催して、書類などを確認して審議の結果を出したところをございまして、その結果

につきまして「ワクチンと症状との因果関係については否定できない」という内容のご意見を委員の先生方から頂いたところでしたので、その結果を基に進達を行ったということでございまして、時間はかかりましたけれどもその結果が認定されたということでしたので、私たちとしましては調査委員会の判定をもって予測といいますか、認められるのではないかと
いうふうには考えておりました。

あと、またその辺の詳細の報告を町民の方々にしてきたのかということにつきましては、その進捗については個人情報といいますかそういったこともございましたので、細かな報告はしてこなかったということでございまして、また結果につきましては令和5年の決算認定の特別委員会のときに「1件認められました」ということでご報告を差し上げたところでありまして、給付額などもそのときにご報告させていただいたところであります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） すみません。今私のほうが緊張して聞き逃してしまったんですけれども、「因果関係は否定ができない」というお言葉をいただいたんですけれども、「因果関係は否定ができない」ということはどういうことなのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） この制度につきましては、その審査を基に判断するんですけれども、必ずしもワクチンが健康被害を及ぼしたということではなくても、因果関係が否定されない場合は認定を受けられているというような結果がございますので、はっきり断定できなくてもそういった結果が得られるということでございます。

○議長（色川晴夫君） 分かりました。大丈夫ですか。

○11番（小澤陽子君） 自分で勉強します。大丈夫です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員、どうぞ続けてください。

○11番（小澤陽子君） 2番の質問に移ります。予防接種健康被害救済制度について、ホームページでの案内や請求から認定までの迅速化への支援、相談窓口の設置や情報提供等は実施したのかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 制度の周知につきましては、広報・ホームページなどのほか予診票の書類を発送する際にその中に説明書を同封いたしましたり、それからワクチン接種会場で全員の方にチラシをお配りするなど、様々な機会を通じて実施してまいりました。

また、相談窓口につきましては、ワクチン接種対策室というものを設けましてそちらのほうで対応を行い、また健康長寿課の健康づくり班を担当といたしまして、そういったコールセンターの職員と町の保健師で対応を行ってまいりました。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 現在町のホームページには、町民向けに関連の情報は掲示されていないと思われませんが、町民誰もが分かるように広報等配布の別紙でのお知らせやホームページでのお知らせと、県のホームページだけの紹介ではなく、まず町へ相談をいただき相談者の方々に寄り添う形での対応が必要だと考えますので、5類に分類されるまでは様々な対応を迫られ大変な状況だったと思います。それが本当の仕事だと思います。今後のこともありますので、どのようなお知らせが町民の方々によいのか考えてほしいと思いますが、検討していただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） コロナのワクチンも定期予防種接種化になりまして、ほかのインフルエンザなどのワクチンと同様の取扱いとなってまいりましたので、なお一層そういったワクチンを接種することによって副反応が起こり得るとか、それからワクチンの逆に効果ですとか、そういった情報についてはそういった内容を様々な機会を通じて丁寧に説明することに努めてまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 3番の質問に移ります。コロナワクチンの接種後、様々な副反応と思われる症状等に対しての問合せがあったと思われませんが、現在まで何件あったのか。また、相談された方々にはどの職員がどのような内容で回答していただいたのか。相談があった方に対して、アフターフォローなどの連絡などはしたのかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ワクチンの副反応に関する相談につきましては、全接種期間を通じまして合計で667件ほどございました。相談の内容につきましては、「接種によってどのような副反応があるのでしょうか」「そういった可能性があるのでしょうか」というようなご質問ですとか、「一般の薬を飲んで、そういった副反応を和らげるようなはことをしてもいいのでしょうか」といったような軽微な質問から、それから「実際今こういう症状があるけれども、それはワクチンの影響でしょうか」といったようなご相談がございました。

軽微な質問については、一般的な内容でしたらコールセンターの職員が対応し、また症状を

伴うようなより医療に関するような問題も含まれているような内容につきましては、町の保健師が中心となって相談に乗ってまいりました。また、さらに「もっと詳しく知りたいんです」というようなご希望のある方につきましては、県が設置しております専門相談機関をご紹介いたしまして、対応してまいりました。

また、「継続的に相談に乗ってほしい」という方も中にはいらっしゃいましたので、そういう方につきましては、町の保健師が継続して電話や文書または対面などで対応してまいったところがございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 丁寧なご対応、ありがとうございました。

そうすると、もしワクチンを打って「ちょっと体調が優れないんですけども」と思って、自分で抑え込んでしまっている方がいらっしゃった場合は、町に相談してもよろしいというか、医療機関に行く前に例えば「どんぐり」さんに行って、窓口で「不安というかを抱えているんですけども」ということでお伺いしてもよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今は全数が個別接種に切り替わっておりますので、もし接種した医療機関にご相談しづらいということがございましたら、ぜひ町の健康づくりの保健師等にご相談いただいても構わないと思います。なおさら、もっと詳しいことが聞きたいということであればまた、町の保健師と一緒にその後の対応について継続的にご相談に乗ることは可能でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） アポイントを取らないといけないとか、あと電話とかでも大丈夫なんですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 保健師も、最近事業が立て込んでいたりとかすると席に着いていないこともございますので、まずはお電話でお知らせいただきまして、必要があったときに「どんぐり」のほうにおいていただくとか、必要であれば訪問とか、そういったことをご相談電話でまずしていただけると、効率的にご相談に応じることができるかと思えます。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） それで、ネットで電話番号を検索しましたところ、営業時間が10時から

となっている情報とか、今いろいろな情報過多の時代で調べ方も様々な状況なんですけれども、ちなみに例えば朝は8時半から5時とか、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 町の窓口の開いている時間と同じということになりますので、8時半から5時15分の時間でご協力いただけると助かります。

また、それ以外で突然症状が出た場合につきましては、先ほど米川議員にもございましたとおり急激に医療機関にすぐにでもかかりたいといった場合、救急車が必要かそれとも普通の救急じゃなくてもご自分で行ったらいいのかと迷ったときには、ぜひ「#7119」ですとかを使っていただくことをしていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 丁寧な対応ありがとうございます。

4番に移らせていただきます。新型コロナワクチン接種により健康被害が生じて、健康被害救済給付の請求をされた場合、接種を受けた際の予診票が必要とされていますが、その保存はどのように行われていますか。何枚あるのか、保存場所はどこか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 予診票は、全て保健福祉センターのほうに保管しております。枚数5万6,411枚でございます、こちらは接種した回数と同様の枚数となっております。保存年限につきましては、予防接種法施行規則で接種日から5年間と定められておまして、最も早い接種日の方のものでも令和8年度まで保存をするということになっております。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 5番に移ります。松島町は原則集団接種であり、何らかの理由で医療機関でコロナワクチン接種が行われた場合、医療機関で接種された分の予診票についてはどのような状態で保存されているのでしょうか、伺います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 予診票は、集団接種・個別接種にかかわらず全て町が保管することになっておりますので、医療機関で接種した分の予診票につきましては町にお戻しいただいております、その分も含めて町で保管しております。ちなみに接種医療機関につきましても、写しを取って5年間保存するということになっております。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） ということは、町民の方の全ての分があるということの認識でよろしい

ですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） そのとおりでございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。ありがとうございます。

6番に移ります。健康被害救済給付の請求を行う場合、予診票以外にどのような書類が必要なのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 制度の申請に必要な書類につきましては、請求の内容により若干の違いはございますけれども、予診票のほかにはまずは診断書、それから受診証明書、それから領収書、それから診療録、これカルテのようなものなんですけれども、受診した際に先生が記載するカルテのようなものが診療録となりますが、そういったものが必要となります。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 7番に移ります。数年後にワクチンによる健康被害が生じて、救済給付の請求を行うとなった場合、予診票の保存期間が先ほどおっしゃっていただいたように5年となっておりますが、5年では給付を認定するための審査に支障が出るのではないかと考えられますが、どのようにお考えですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 現時点では、先ほどからおっしゃっていただいているとおり5年間の保存期間でございますけれども、今はと申しますかこれからもですが、町は法律にのっとって対応しているところなんですけれども、実は厚生労働省のほうでは予防接種業務の事務のデジタル化と合わせまして、予診票の保存年限の見直しを検討しているということの情報が入っております。

これは、場合によっては予診票のデータにつきましては、その方が生存している限りは保存するというようなことでございますので、そういった流れになるのではないかと予測しております。町は国の指示・流れに従って今後も適正な事務処理を行ってまいりたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） そうすると、ワクチンの製造会社であったり、それから製造のロット番

号とかによって若干内容というワクチンの効き目に違いが出ている状況で、そうするとそのロット番号などももし電子化された場合はその方が亡くなるまで、保存というデータとして残せる可能性が出てきているという認識でよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 現在の予診票には、そのように接種日とそれから接種回数、それからワクチンの種類・ロット番号が記載されているようになっておりますので、そういった今までの内容のものがデジタル化して電子化で保存されるというふうに想定されます。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） そのデータを例えばご本人様がなくしてしまった、最初紙で自分で持っているかと思うんですけれども、それを何年かたって紛失してしまったとなつて、ロット番号がどのロット番号だったかしらというのを調べたいわとなつたときに、そのデータを引き出すのはご家族とかも引き出せるとか、こら辺のことはまだ特に決まっていないかと思うんですけれども、お分りの範囲で教えていただけるとありがたいです。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） これはあくまでも想像なんですけれども、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方であれば、そういった病院での受診状況ですとか服薬の状況、処方方の状況とか検診の履歴、それからこういった予防接種の履歴などにつきましては恐らくデータ化されて、ご自分でも検索といいますかそれを導き出して確認することができるというふうになっていくものと思われまふ。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） すみません。データがなくて私の肌感覚なんですけれども、マイナカードを作られている方は、何となくなんですけれども「紙の保険証のほうがいいわ」ということで、高齢者の方でマイナンバーカードを作られていない方が何か多いのかなと私は感じがちなんですけれども、一方逆の考え方でワクチンを打っている人は高齢者の方のほうが多いのかなと思うんですけれども、そこら辺は現場の感覚でよろしいんですけれどもうまく合致しているというか、データがマイナンバーカード作っている方と打っている方の情報の交差がうまくいくような感覚というのはございますか。

○議長（色川晴夫君） 分かりますか、大丈夫ですか。齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） お答えになるかどうか分かりませんが、もし副反応がご心配でそういった進達に結びつくようなご相談があった際には、その個人の方についての

予診票の情報については町も取り出すことができるかと思いますので、マイナンバーカードの申請をされていなかった方につきましてもそういった予診票の情報は町は持ち得ると思えますので、そういった進達にはご心配は要らないものというふうに予測しております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 先ほど667件相談があったということだったんですけれども、それは1人の人の累積というのか、それとも1人の人が何回も来るということと667人の人が来るという、そこら辺を私ちゃんと理解できなかつたので、もう一度教えてください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 667件は延べ人数でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） そうすると、延べではなく人数にすると何人くらいの方。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実人数については把握しておりません。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 承知いたしました。

○議長（色川晴夫君） 終わります。そうですか、「終わります」と言っていただければいいと思います。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。終わります。

○議長（色川晴夫君） 11番小澤陽子議員の一般質問が終わりました。

続きまして、通告の順に従い、質問を許します。

4番櫻井貞子議員、登壇の上質問願います。

〔4番 櫻井貞子君 登壇〕

○4番（櫻井貞子君） 議長に発言のお許しをいただいたことに感謝を申し上げます。

2021年12月の町議会選挙からスタートして、町議会議員として本日から4年目に入ります。

深く感謝申し上げます。今回も町民の声を届けますので、よろしく願い申し上げます。

優しい街づくりについて。松島町の対応について、大綱1点、細目5点について質問いたします。

松島町の高齢化率、65歳以上は令和5年度10月時点40.1%と、高齢化が進んでおります。高齢者が住みなれた地域で健康で活動的な生活を送れるように、介護予防事業や在宅福祉サービスや生活支援策をもっと理解して、利用しやすいサービスの改善が必要と考えることから、

次の町の高齢者サービスについて質問をさせていただきます。

1 点目。松島町の公文書は、書体の種類や文字の大きさなど、規定があるのかお伺いしたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 櫻井貞子議員の公文書についての答弁は、総務課長から行います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 公文書の作成につきましては、文部科学大臣から報告された「公用文作成の考え方」を手引とする旨が国から示されており、表記の仕方や用語の使い方などが定められておりますが、書式や文字の大きさの規定はございません。ただし「公用文作成の考え方」の中で、「読み手に分かりやすく、読み手の気持ちに配慮して作成すること」とされておりますことから、紙面の大きさや内容によりますが一般の行政文書の場合文字サイズ10ポイントから12ポイントの使用を基本としております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 広報についても少し触れさせていただきます。

当町の広報まつしまにつきましては、高齢者の方々や視覚に障害を持つ方々も含め誰もが見やすく読みやすい紙面を目指して、文字書体にはユニバーサルデザインに配慮したUDフォントを使用しております。また、文字の大きさにつきましては基本的に9ポイント以上としており、文字が詰まり過ぎないように行間についても配慮をしております。

引き続き、誰もが見やすく読みやすいという点に留意しながら、広報紙の作成に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 広報のほうまでお話ししていただいて、ありがとうございます。

松島町の広報を毎回楽しく、非常に工夫されて、住民として拝見しております。まづもって12月号、発刊600号おめでとうございます。長年広報担当の方が積み重ねた結果で、継続して掲載していただいているんだなというふうに、まづは感謝申し上げます。

そして、広報まつしまについては、本当に書体はいろいろ混在していると思うんですけども、非常に読みやすく、読み手にとって本当に優しいものなんだなというふうに思います。先ほど総務課長のほうからもお話があったように、読み手の気持ちに沿ったものという形で、住民に優しいものを提供しているんだなということで、本当にそのとおりにいただければ

いいなという部分があります。

今回、私ごとで大変恐縮ですが、残念ながら白内障の手術をしました。そして、非常に小さな文字にとってもストレスを感じて眼科医を受診したところを、「遠くも中間も手前も、ほぼほぼ見えるものがありますよ」というような形で議会の休み中に手術をさせていただいて、非常に今は執行部の皆さんの顔もはっきり見えますし、手前の自分の原稿も眼鏡なしで、小さなものは眼鏡を使わなくちゃいけないんですけども。

そういう意味では、非常に私たち議員にはいろいろなところから書類が届きます。今回広報の中にも社協さんだったりいろいろなところからの書類を挟んでいるんですが、非常に何か見づらいというのを多く感じるという部分がありまして、この広報のようにユニバーサル文字を配慮して使っていただければとてもとても助かるんですけども、一番気になったのが令和7年度の会計年度任用職員の募集の案内なんですけど、後でここに出てくるんですけどもA4よりA3がいいなということで、紙は大きいんですがポイントはずっと小っちゃなままなんですよね。だからこのエクセルの中でこんなに余白があるんだったら、字も少し大きくして読み手に優しくしてあげたらいいんじゃないのかなと、率直にそのようなことを思いながら質問させていただきます。

それでは公文書等、通達の中でもきちっと取り組んでいるということでもありますので、進めて申し上げていきたいと思えます。そういう意味ではこのユニバーサルデザインの基本的な考え方に、松島町は率先して取り組んでいるんだなというふうに思います。

世界的にはSDGsやLGBTQなどへの関心が高まるなど、社会全体で多様性が深く考えられ、誰もが暮らしやすい社会へと変わっていくというふうになっていくと思えます。子供や大人、性別や障害などに関係なく、あらゆる身体的かつ精神的な障壁を感じずに日常生活を送ることが大切であり、この一番最初の文字にストレスを感じて受け取るというふうにならないように、ぜひしていただきたいというふうに思います。

住民へのお知らせ・広報については、そういうユニバーサル文字を使っているということになるんですが、各課から各団体、そして住民向けの案内などにもいろいろな書体があると思うんですが、その辺は全体としての申合せみたいなものはあるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 全体の申合せというか、改めて通知という形ではしておりませんが、通常は宮城県の場合だと「宮城県の文書の手引」というのがあって、その基になっているのは先ほど申し上げました文化審議会でもいろいろ検討されて、文部科学大臣から国

の各大臣宛てに通知をされ、それが基になって宮城県は宮城県として「文書の手引」というものがかなり丁寧に作られていますので、基本はそちらを参考にさせていただくということにしていますが、今回のご質問も1つのきっかけとして、より受け手側に配慮した形での文書の作成について徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そうですね、そのように徹底していただきたいと思います。そして私、年代の個人差はあると思うんですが、誰しもシニア世代になりますと視力の低下、40歳・50歳くらいから始まるという部分がありますので、ぜひそういう心遣いを徹底していただきたいと思います。

先ほどもちょっと触れましたが、書体の配慮や拡大した用紙、A4からA3にというふうになるということだったんですけれども、そのとき先ほど申し上げましたがエクセルの表の中の数字、その辺もせっかく余白がまだまだあるのにフォントの数字が10.5ポイントなのかな、9ポイントなのかなというのがあるので、全体のバランスもあると思うのでそういう配置にされているんだとは思いますが、エクセルの中に記載している数字そのものもユニバーサルの書体であれば、若干小さくても判別できるというような優れたものがありますので、ぜひ使っていただきたいなというふうに思います。

そして、今回一般質問の通告の中では、菅野議員はもう既にもう大分前からこのユニバーサル文字を採用して、通告書に提出しております。今回櫻井 靖議員、そして私と3人がこの通告書で同じ字が羅列している中で、この3人のものが見やすいんじゃないかと非常に思いますので、重ねてこのストレスを感じない書体を活用していただきたいなというふうに思います。

それでは、次の2点目に入ります。高齢者の増加、単身世帯による課題が多く見受けられます。独り暮らしの高齢者に対して、見守りサービス支援などの事業について質問したいと思います。

緊急システム以外に高齢者見守り支援事業を取り入れて、体調の急変や救急事態に不安のある独り暮らしの高齢者に対して安心して在宅生活を送れる機器を活用した見守りサービス支援事業について、検討いただけないのかお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の質問でありますけれども、加齢とともに日常生活において不安感が増していくであろうということは承知しておりますが、現在緊急通報システム以外でも高

齢者の見守りが行われており、当面現行の取組内容を継続してまいります。

詳細等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 緊急通報システム事業につきましては、ボタンを押すなどして知らせることによる緊急時の対応のほかに、人感センサーや定期的にボタン操作を行うことで安否確認を行うことができる仕組みを、合わせて基本とした事業となっております。今後もそういった設置を希望される方が速やかに利用できるように、相談支援に努めてまいりたいと思います。

また、緊急通報システム以外でも高齢者の見守りということにつきましては、宅配夕食サービス事業での配達時の見守り、それから介護予防事業への参加による見守り、その他町と民間事業者が見守り協定を締結するなど、様々な方法や機会を通じて実施しているところでございます。

ご本人がお元気であれば、ご本人がどこかに出かけていくことによって見守られ、そして少し弱ってきたら機器の助けを借り、それから支援者の方に訪問をしていただく。それから介護保険制度などを使うというようなことで、段階別に見守りの方法は変わってくるかと思いますが、そういった見守りについてのご相談についても丁寧にご相談に乗っていただければというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 町の緊急通報のシステムという部分についてなかなか理解できないで、電話のすぐそばに緊急通報のボタンがあったり、それから寝室のところにボタンがあったり、それから外出時に首にぶら下げて外出するときも持って歩くというようなものがあると思うんですが、そういうものも松島でも実際に取り入れているということですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） そうですね。緊急通報システムは2つほど種類がございまして、固定電話を使う固定電話利用型と、それから携帯電話の方式を取った携帯の方式ということで2つほどございまして、携帯電話であれば家を出てもGPS機能などでの見守りもございまして、それからいつでもボタンを引っ張ることでセンターのほうに通知が行くということになりますので、どちらか選んでいただくようなことになっております。その方がどういったご要望があるのか、それから携帯電話などはなじまないという方については、家の固定電話を利用したようなサービスのほうをご紹介することになっておりますが、毎年決算議

会の特別委員会のときにもご報告していますとおり、最近では携帯電話利用の方がどんどん多くなってきているという状況でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 非常に独り暮らしの高齢者というか、現役の方が退職して1人で暮らしていて、そして不幸にも亡くなっているのを後で発見したとかということ、非常に多く耳にします。そういう意味では本当に安否確認の方法というのは、自分でボタン押すくらいの時間が取れるような方であればまだいいんですけれども、なかなか具合が本当に重症な方であればそういうボタンを押すことも不可能なのかなという部分もあって、お隣の大郷町のほうの安心見守りネットワーク事業の中の機器の紹介の中には、非常に便利だなと思ったのが電気ポットを24時間使わなかったり、あと冷蔵庫にセンサーをつけてそのセンサーが24時間使わないというと、最初から設定は松島と同じに親族だったり連絡者にしなくちゃいけないという部分はあるんですが、そういうようなものなんかもあるので、情報が私たちにはいろいろ入るんですけれども、そういう小さなことでも急変を知らせる一助になるような通信機器が日々どんどん改良されて、そしてさらに低料金で非常に経費的にもリーズナブルな価格で進めているという部分もあるので、本当にそういう冷蔵庫のドアだったり専用のポットだったりという部分は非常に誰でも使うものが、使っていなければ「何かあったのかな」というふうな部分。

中には、自宅の電球が24時間点灯しないと登録者に親族にメールが届くとか、そういう本当に簡単な機器の安否確認がほかの自治体で活用されておりますので、ぜひそういう意味での取組を今後取り組んでいただきたいなという思いがあって質問したいんですが、そういう新しいものも先ほどちょっと課長が触れたんですけれども、そういう取組を考えているでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 緊急通報システム事業を毎年予算化する際には、今どういったシステム機器が出ているのかということは必ず検索といいますか、探すように担当のほうではしておりまして、近年様々な事業者がいろいろな機器を開発しているというところで、自治体がどのようなものを取り入れているのだろうかというまずは情報収集から、そしてうちの町にそぐうものであるかというようなことを精査しております。

今のところは、数年前に固定電話の利用型1つだけのものから携帯電話型を取り入れたときのように、もしかしたら今後新しいものをこのタイミングで取り入れたいというときには、

また予算の特別委員会などのときにご相談申し上げることがあるかと思しますので、検討は今後もしてまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 独り暮らしの高齢者の方が発作が起きたときなどに備えて、緊急時の緊急連絡体制を確保するための取組が必要です。高齢者が地域で自立した生活が送れるように支援していただきたい、住みなれた地域で安心して生活するまちづくりをお願いしたいと思えます。

それでは、次に3点目に移らせていただきます。高齢者の紙おむつ購入助成金事業は、現在上半期1,500円、下半期1,500円、1年間3,000円の紙おむつ助成が県として交付されているが、これはいつから配布しているものか。また、今後変更する予定はないのかお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この紙おむつの件に関しましては、議会の承認を得て今やっているわけでありすけれども、町では令和元年度より紙おむつ購入助成を開始し、現在は年2回紙おむつ購入助成金を対象の方に配布しております。事業内容等の見直しにつきましては、高齢者福祉に関する全体的な事業の中で調整を行いながら今後検討してまいりたいと、このように思えます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 現状の説明がありましたが、お尋ねいたします。

私の近所でも、常時おむつを使用していて在宅の高齢な方とかもいるんですけども、「紙おむつ券を申し込んでいるの」と聞いたんですね。そうすると、「いや、年間3,000円程度なのに、わざわざ健康福祉センターまで申請してもらいに行くのはちょっとな」というような声も実は聞きました。「そうなのかな」と思ってほかの自治体なんかを見ると、非常に今物価高で紙おむつも非常に値上がりしてます。そして、介護用品も経費も非常に出費がかさんでおります。

そういう意味では、本当に「年間3,000円ではどこにも足りないな」と。そして、七ヶ浜と利府さんに聞きました。そうしたら、「月じゃないの」と逆に聞かれたんですね。そうしたら、「月5,000円の基準で支給されているよ」というような話を聞きました。ぜひ、当町においても財政とかいろいろあるとは思いますが、その辺ほかの自治体の情報など承知しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 高齢者福祉については、例えば2市3町消防議会などで首長さんたちが集まったときに、敬老祝い金をどうするかとか様々な話題は出てまいります。今は、2市3町で取組がばらばらなんです。これを統一したらいいんじゃないかという声も出ています。

そういった話も出ておりますけれども、今議員がお話ししているようにこういったものを全て町が賄うということになると、例えばこれは言うに「言った」と言われるんだけど、米寿の祝い金をなくすとか、そしてそっちのほうに回すとか、高齢者の福祉に関する全体事業は今どういったものが必要なのかというものを、担当課も踏まえて真剣に確認する必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） なかなか財政的なものもあると思うんですけれども、ぜひ当町でも必要なものを必要な方へ、高齢者のサービスの充実という部分をぜひ検討していただきたいということで次の質問、4番目に移らせていただきます。

4番目は、高齢の方から「靴を脱いで投票することがきつくなった」と、複数の住民の方から声をお聞きします。投票所のバリアフリー化をそろそろ検討するべきではありませんか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 選挙の投票所に関することでございますので、選挙管理委員会事務局長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） それではお答えをいたします。

現在、投票所は松島海岸の1か所を除き、土足禁止としております。過去には高城投票所等土足のまま入場としていたこともございましたが、投票所である集会所等が新しく建て替えられ施設の段差等の障害はほぼ解消しておりますが、管理者である各行政区等とも相談し、維持管理や衛生上の理由から土足禁止としております。

また、建て替えられた集会場などは出入口スペースも広く取られておりますので、玄関に座って靴を脱いだり履いたりするための椅子も準備しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） この質問は、実は私3年前もたしか質問した中身だと思うんですけども、期日前投票はちょうどこの大会議室が投票所になっていて、「ここまで歩いてくるの大変ですよ」という話をして、ちょうどエレベーターの真ん前に投票所が移って、それはすごくよくなったなというふうに思いました。非常にそういう意味では、投票所のほとんど全てが土足厳禁ということなんですね、そうなるよ。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 現状としましては松島海岸投票所を除き、全て土足厳禁となっております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そうしますと、今9か所投票所があるので、8か所が土禁ということですかね。

○議長（色川晴夫君） 石川局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） そのとおりでございます。

○4番（櫻井貞子君） それでは、その8か所というか9か所の投票所のシステムについてお聞きしたいと思います。

車椅子は配備されているものなのか。そしてスロープ、段差がないとは言っても、私は本郷地区なんですけど2センチくらいの段差があって、靴を脱ぐスペースがあるので、車椅子だとそこでもやっぱり結構大変なものがあります。そういう意味で、スロープは常備されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 石川局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） まず車椅子の件に関しましては、各投票所に1台ずつ配置しているところでございます。

スロープにつきましては、もともとスロープがある施設についてはそちらを活用してもらって、ない施設を具体的に言いますと北小泉・下竹谷コミュニティーセンター、あとは上竹谷生活センター、こちらについては設置できるスペースがある距離と高さ、そこら辺を加味しまして北小泉投票所のほうは設置をしているというような状況でございます。

あと細かい段差につきましては、車椅子で来られた場合を想定いたしますと、もし押すことが介助者が大変であれば、事務従事者のほうもお手伝いのほうをさせていただくという形の対応を取っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 私たちの町民の中には、いろいろ障害を持った方がいらっしゃると思います。高齢になって車椅子になったというのが結構多いと思うんですけども、視覚障害者だったり聴覚障害者ですかね、お耳とか目の不自由な人とか肢体不自由の方とか、いろいろな障害があると思うんですけども、ここの役場の3階の期日前投票のところには車椅子で来た方とか結構いましたよと、選挙管理委員会の局長のほうからお聞きしていたんですけども、点字での投票をした方とかそういう意味でのカウントというか、把握はしていらっしゃいますか。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 申し訳ございませんが、母数が小さいので「この方が投票した」「しない」というところが判明してしまうので、何件あったかはお答えできないところではあります。期日前投票所で点字投票がございました。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 誰でもが参政権を持っており、誰でも投票する権利があるということがあります。そういう意味で、どんな方でも安心して自分の居住している場所で投票するというのが、一番いいのかな。もちろんここに期日前投票所が設置されていますから、誰かに乗せられてきて確実に投票するというのも、できるようにしているんだなというふうに思います。

もちろん、各投票所にはそういう点字の設備なんかもあるんですかね。

○議長（色川晴夫君） 石川局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 当然設置させていただいております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 目のご不自由な方とかは、ご自分の自宅から投票所まで歩いて例えば投票所にたどり着いて、そして投票所のコミュニティーセンターなりいろいろなところで、いろいろな障害のあるところを通りながら、そして投票所に行き、そして自分の投票したい方の名前を記載して、そして投票するという部分があるんですが、投票所の設置の中身ですね。設置状況というか、車椅子でももちろん入れる、1台ずつ配置しているということであれば、車椅子が投票所の中に入って、そして投票券を受け取ってそして投票、記載する記載台も低

いものを準備しているということですか。

○議長（色川晴夫君） 石川事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） そのとおりでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そういう身体的にいろいろな状況の方が等しく同じ場所で、そして投票するという行為を妨げるようなことはぜひ、それは施設管理の方が物を大事に扱うということは必要なんですけれども、毎年高齢者がこのように増えて身体的にも靴を履きかえることが苦痛で、「投票所に行きたくない」選択されては投票率が下がってしまうのではないかなというふうに思います。

他の自治体の状況は、把握されているかお聞きしたいんですけれども。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 誠に申し訳ございませんけれども、どれだけ土足で入れる施設の数であるかは把握しておりません。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そうですか。私は近隣のセヶ浜さん、そして利府に聞いたんですね。そうしたら、「シートを敷いて土足で入るよ」「そんな靴脱いでなんか入らないよ」というふうに言われております。

ほぼ、大郷についても期日前のところについてはホールだったり会館だったりを利用するので、当然バリアフリーという形で土足なんですけれども、投票所の箇所箇所でシートを敷いて、職員の方には非常に負担になると思うんですけれども、バリアフリー化を行っている。建物がバリアフリーでも、使う住民がバリアフリーじゃなかったら、バリアフリーとは言わないんじゃないですか。お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 石川局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） すみません。まず投票所である集会場等では、繰り返しになるんですけれども各地区のほうで指定管理を行っているというところで、まず協議を行った段階で全面ブルーシートで養生した場合であっても、砂の飛散であるとか靴底に挟まった小石であるとかそこら辺による傷の懸念があることから、土足禁止としたというような経緯もございまして、実際うちとしても借り受ける立場である以上、地区で「難しい」と言っているものをごり押しする立場にはなかったということで、これまでやってきたという

形でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 借り物と言っても、元は松島町のものなんじゃないですか。それを、指定管理の方に管理していただいているというだけじゃないですか。町で住民のために、本当の本質のバリアフリー投票所にするためにほかの自治体の状況だのを考えて、今どき靴を脱いでそれこそ感染対策から言えば誰が履いたか分からないスリッパを履いて、そして投票所に入るといってこと自体ストレスを感じている若者もいると思います。そういう意味では、ぜひこれは考えていただかなければならないと思います。

町長にもう一度お聞きします。ほかの自治体の状況なども確認していただき、本来の松島の本質のバリアフリー投票所に取り組むということをご検討して、お答えをいただきたいと思っています。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 施設のバリアフリーということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

さっき選管の事務局長が言っていましたけれども、昔はいろいろな投票所があつて段差もいっぱいあつて、スロープを使ってシートを敷いてやってまいりました。私も選管事務局長としてやってまいりました。それから、投票所の会場はみんな震災復興以後新しくなりましたので、施設はさっきバリアフリーではないんじゃないかと、シートを敷かないからバリアフリーでないんじゃないかと言われましたけれども、やっぱり震災復興以後は構造体的にはバリアフリー、土足ができるかできないかという話のお話かなというふうに思っております。

そういう意味で、まずバリアフリーという意味では各施設・投票所、限られた何か所かはまだなっていないですけれども、新しくできたところはバリアフリー化しています。そういう意味で、今後シートを敷いてということでもありますけれども、当然さっきお話あったように身体に何か支障がある方は、投票所に来るまで自分で歩いてくる方もいらっしゃるかもしれませんが、何かの交通機関を使って車なり何かで来られる方がいらっしゃるかと思いますけれども、できればそういう方は、お願いになるわけですが期日前投票所、ここは最近に入ってから出ていくまで車椅子で入ってずっと行けますので、そういうところをぜひご利用していただきたいと思っています。

なお、投票所にブルーシートを敷くというのは、今お話を伺ったということで各投票所の施

設管理者と相談はいたしますが、ただバリアフリー化は施設としてはなっているので、投票のためにシートを敷くか敷かないかという話については、今後選挙管理委員会の中でもいろいろ議論をしていただきたいと思います。今の考え方としてはなかなか難しいところはあるんじゃないかなと。ただ施設はバリアフリー化して設置はしている、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） とても理解できないんですけども、本当の町民にとってのバリアフリー化と建物のバリアフリーとは全く違うものだと思います。ぜひ高齢の方が本当に投票したいという気持ちで投票日に向かって、そして入り口に椅子とかが配置されているとは言っても、何人もいたときは待っていなきゃないし、スリッパに履きかえなくちゃいけないという非常にストレスを感じる。そのストレスを取り除くということが、本当のユニバーサルになるんじゃないですか。町の本当に基本計画が、ユニバーサルデザインに基づいた取組というふうになっていると思います。目先だけのバリアフリーを言っているんですか。住民のために、住民にとってこれから、ほんの5ミリの段差で本当に転んでしまうような方がたくさんいらっしゃるんですよ。

そういう方について心を込めて準備を、それは職員の方に大変負担がかかるし、投票所終わった後も清掃に手がかかって大変という部分はあると思いますが、ぜひそこをもう一度考えて、重ねて検討していただきたいと思います。

では、次に5点目に移らせていただきます。防災無線が聞きづらいと、住民の方からお聞きします。無線の設置の箇所や、それから戸別受信機の増設、難聴地域や障害者への配置などの計画があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 無線設置箇所や戸別受信機の増設ということで、まず無線設置箇所、いわゆる屋外にある鉄塔についているスピーカーからのやつ、子局というものですがけれども、こちらについては現段階での増設計画はありません。役場を含めて39局あるんですけども、現時点での増設計画はございません。

ただ、戸別受信機については、放送が聞こえづらい難聴地域への受信機の給付を行っておりまして、こちら各家庭に出向いて電波の受信状態を確認しながら計画的な配布に努めているところです。

それから今後というか、現在作業を進めているんですけども、障害をお持ちの方や介護が

必要な方など避難行動要支援者と言われる方々がおられる世帯につきましては、迅速な避難行動につなげられるよう戸別受信機の配布を実施していきたいという考えであります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 松島町のホームページに設置箇所の位置図と、それから実際にあるという先ほど管理監がおっしゃった役場の屋上ナンバーゼロで、それから38番の高城のところまでが屋外ということと、それから戸別受信機という部分については小学校の中に第一小・第二小・旧第三小・旧第四小、そして五小、そして中学校、公民館、それからプール、そして勤労青少年ホーム、そして保健福祉センターという10か所について個別であるというふうになっているんですけれども、先ほどお話しした障害者の方とかに配布というのはしているんですか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 戸別受信機につきましては、今櫻井議員がおっしゃった施設のほかに地区の行政員様、区長さんもそうですけれども、地区の役員の方々とかあと消防団の方々にも配付しております。またそれ以外に、難聴区域ということで200かな、大体おおよそ200台ぐらいなんですけれども設置しているという状況です。

これまで地区の役員とか消防団の方々と、難聴地域の区域の方々にだけ配付していたので、今まさに作業中なんですけれども、これからそういった避難行動要支援者の方々の台帳を利用しながら順次進めていこうかと、そういう考えでおるところでした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 11月の議会報告会に、今回住民の方から平成29年より区長を通じて「難聴地区となっているので、ここにつけてほしいというようなことをずっと言っているのに、何年か経過しているうちに変化がない」と。そして、「隣の東松島はここについている」と非常に不安というか不満が出されたということがありまして、非常にそういう意味では議会の中でたくさん先輩方・同僚議員の方々が、大分前にいろいろ防災無線の増設について幾度となく質問していた経過があって毎年、「一遍には無理なので、少しずつ配置したい」というような話をしていたような気がするんですが、そこで止まってしまっていたのかなという部分があるんですが、その辺を含めて教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 難聴地域でも設置されていないという方がいらっしゃるということについては、こちらでも再度確認して設置を働きかけていきたいと思えます。中には「うちは要らないよ」という方もいらっしゃることはいらっしゃるんですけども、今の方は必要としているということでしたので、こちらで再度確認したいと思えます。

それから平成19年かな、デジタル式防災無線にしたときに、それまで津波対応で沿岸部だけだったのを北部の河川沿いまで広げて30何局にしたという経緯がありまして、そのときにも戸別受信機全戸配布も検討はしたところでした。ただ東松島さんとかと違って、あと隣の鹿島台地区さんと違って財源がなかったものですから、当初は消防団とか役員の方々にだけ配付、その後東日本大震災を受けまして難聴区域に広げていったという経緯もありますので、今後必要とされる方々のニーズに応えるようになるべく多くの設置をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 今個人の家も非常に機密性の高い建物になったり、そういう意味で防災無線は「何か鳴っているな」といって窓を開けて「聞こえた」という人もいるんですけども、開けて確認できる人はいいんですけども、窓も開けられない高齢者の方の対応というのも大事なんじゃないかなというふうに思えます。

現在も、ホームページやらそれからスマホの「ノパメール」というんですか、防災放送が確認できる非常に便利なツールを当町は採用しているという部分もあります。そして、そういう意味では理解できる人はできるんですが、デジタル対応していない方、高齢者の住民に向けての取組というのが必要んじゃないかなというふうにいま一度思えます。

そういう意味で、もう1つの質問の「アプリを利用して、スマホでライブで防災無線が聞けるよ」というのがあったので、そういうのもいいのかななんて思ったけれども、実際高齢者はスマホを持っていないかなと気がついて、これは質問を間違っちゃったと思ったりしているんですけども。

ただ、そのアプリを利用してスマホを聞くという部分については、無料でダウンロードしてできるということなので、いろいろ最新のものでどんどん、先ほど高齢者の安心サービスのことも触れられましたが、どんどんそういう新しい便利なものが出て、字を追って見るより生で聞いたほうがいいのかというのものもあるので、こういう取組を検討いただけないかお聞きしたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 高齢者への取組というか、アプリではなくて。

○4番（櫻井貞子君） アプリで。

○危機管理監（田瀬高広君） アプリで、分かりました。

アプリについて私も近隣自治体をいろいろ見て、多賀城市さんなんかは防災行政無線で流した放送が、アプリを通じて音声で流れてくるよというサービスを行っているようでした。今の町の現状を鑑みると、現在おっしゃったようにメールとかSNS、あとホームページ、内容を即座に配信できる連携機能で運用しているほかに、発信内容を音声確認できるテレホンサービスとか、それからあとテレビ上でも確認できるテレビ回覧板などいろいろな手段で情報の提供を行っております。

ですので、新たなアプリを町単独でというのは今のところ検討はしていないんですけれども、アプリに関して言うと宮城県が提供しておりますマイナンバーカードと連携した「デジタル身分証アプリ」というのが運用始まっております。こちらは防災情報も受信できますし、避難所受付の簡易化もできる機能がございます。先日の町の総合防災訓練のほうでも、高城避難所のほうで避難所運営訓練の実証実験、こちらを行っております。

ですので、この宮城県のアプリ利用に係る協定を締結しておりますので、今後県のアプリはどのような有用性があるのか、そういったものを検討しながら今後も町としてそのアプリ活用を進めていきたいなという考えではおります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。

高齢化の増大で、単身世帯も非常に多く不安も多くなって、そして地域の見守りの必要性というのは感じます。今まで町政、そして地域のために尽力してきた高齢者への政策はとても大事だと思います。どうか高齢者サービスの充実とそして周知方法、そしてぜひもう1つ工夫をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。再開は16時といたします。16時。

午後3時49分 休 憩

午後4時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。

3番櫻井 靖議員は登壇の上、質問願います。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。

せっかくタブレットを預けられましたので、タブレットを見ながら本日は質問をしてみたいなと思っております。私が今日最後ということで、なるだけ5時までに終わらせたいなと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきたいと思います。自治体営業力の向上をということで、まず第1問を質問させていただきます。

令和5年度当初予算の中で、企業版ふるさと納税の目標額が1億5,000万円に対して1,340万円にとどまりました。企業融資や企業版ふるさと納税の確保をするために、他の自治体に負けない強い自治体としての営業力が必要であると考えます。

今回の総括質疑の中で、町長は「首長がトップセールスを行い、姿勢を示し、ワンチームで取り組んでいく」ということでしたが、今までの実績と今後の見通しについて伺います。町長は、松島町のまちづくりのかじ取りを行いながら、全国町村会の副会長を務められたなど多忙な日々を過ごされていることと思います。そういった中どのような営業、トップセールスをしているのでしょうか。どのくらいの実を結んでいるのでしょうか。また、今後の展望はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これまで官民主催の区別にかかわらず、企業版ふるさと納税に関するマッチングイベント等が開催された際は、担当者のみならず私自身も積極的に参加するよう心がけており、自らプレゼンも行っております。また、多くの企業が集まる企業誘致を目的としたセミナー等におきましても、誘致活動と併せて、企業版ふるさと納税に関するPRも実施しております。さらには、本社機能が集積する3大都市圏に出張した際には、本町と関係性のある企業の本社へ訪問し、企業版ふるさと納税についてPRしているところであります。

このような地道な営業活動が寄附につながっており、実際に訪問した企業から寄附実績もありますことから今後も継続していきたいと、このように考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 櫻井町長は町長になられて3期目・10年となり、全国町村会の副会長を

務められました。町長になる前も議員としてそして議長として努められ、幅広く人脈をお持ちのことと存じます。その広い人脈づくりこそが営業であると言えはそのとおりなのですが、結果としてそこまでではないのではないのかなと、私は印象を持っております。せっかくつくった人脈を生かし切れないのではないかな、もったいない話ではないかなと思っております。

町長はご立腹されるかもしれませんが、私は町長は大変奥ゆかしく、そして遠慮される場所があり優し過ぎるのではないかなと思っております。せっかくこんなにポテンシャルのある町長であるのに、そしてこういう松島という絶好のブランドを持っているのに、もったいないなとつくづく思っております。

町長という職業は、本当に多忙を極めると思います。自由になる時間がどれだけ取れるのか、ほんのごく僅かなのだと私は思っております。じかにどれだけ営業に時間を取れるかといえば、決してそれは多くはないのではないかなと思います。町長が築いた人脈、そしてそのつながりを職員にどうやってつなげていくか、そこが我が町が滞っている原因ではないかなと思っております。そこら辺についてお考えをお聞かせ願えればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員指摘のとおり、結果的にそういう数字しか上がらなかったわけですから、営業努力が足りなかったと言えそれまでなんですけれども、ただ企業というものは生き物なんだと思うんですね。だから、コロナ禍が明けていろいろ物価高騰の中で苦慮しながら会社を運営している企業もありますし、逆に半導体のようにそれを乗り越えている企業もある、そういうことだと思うんですね。

ですから、よく七十七銀行のマッチングアプリ等についても、私も七十七銀行の本店の5階にお伺いをして、時間をいただいてプレゼンしているということでもありますので、何はともあれ町の代表がそこに来て何でもいいからとにかくしゃべる、お願いする、こういう姿勢なんだと思います。

ですから、そういったところに行く場合には、例えば企画であれば企画の職員と事前打合せをしながら、ここまで来たんだったら名古屋だったらここまで寄っていかうかと、1泊2日をフルに使った営業活動とか。東京も同じなんでありますけれども、そういったことでライフワークとして人脈を生かしていきたいというふうに思います。ただ、今後これがどういうふうにつながっていくのかというと、これは地道にやらないと駄目なので。

私は、この企業版ふるさと納税についてもただのふるさと納税についても、自治体の競争だ

と思っています。ですから、自治体の競争でアイデアがあって、そこにどういったふうにもマッティングしてやっていくかだと思いますので、今回議員からも指摘されましたけれども、今後来月1月以降でまた名古屋のほうにも行きますので、そういったことで様々な営業活動をやりたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 町長だけの力では、なかなか難しいところがあるのかなと思います。ぜひとも町長を補佐し、そして町長の人脈を使った部分を差配してくれる人材を積極的に登用していくべきだと思うのですけれども、そこら辺のお考えについてもう一度お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員がお話しするとおり、人が変わっても新たな方々がしっかりと私をサポートしてやっておりますので、その点についてはあまり心配しなくてもいいのかなと思っています。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは、いい方向になるように祈っております。

そしてまた、町長は「ワンチームで行っていく」ということでおっしゃっておりました。みんなの力を借りて、そして協力して物事を進めていく大変よいことだなと私は思っております。

そこで次の質問です。町長の言うワンチームとは、どこまでの範囲を言っているのでしょうか。その範囲に含まれている方々は、自分がワンチームの一員という自覚を持っているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ワンチームという言葉は私よく使いますが、これはターゲットの町民の方々に対して、町や行政サービスをしていかななくちゃならない立場にあると。そういったときに、町がばらばらでは駄目だということで、ワンチームということを使います。それは正職員であれ会計年度職員であれ、全ての方が1つの目標に向かってやっていく、このようなことかと思っています。

今月の12月の朝礼でも、その辺については櫻井議員の一般質問を刺激として、朝礼の中で話しているところであります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 営業は、その担当担当がするもので、自分の係の範疇を超えていればしなくてもいいと思っている方もいるのかなと思っております。役場で働いている全ての職員に、もう一度「ワンチームなんだよ」「チャンスがあったら営業してほしい」ということが伝わっていないのかもしれませんが。ワンチームの総数が多ければ多いほど、チャンスの確率は上がります。そして、せっかくチャンスがあっても自分ごとと考えなければ、せっかくのチャンスを見逃してしまいます。リーダーの口からワンチームの一員と認めてもらい、そしてお願いされたら、その確率が上がると思います。そういう朝礼の際、ぜひとも町長の口から「君たちがワンチームの一員なんだよ」ということを改めて言っていただければと思いますので、ぜひともそこら辺しっかりとお願いいたします。

そして、できることならそのチームの中に、我々議員なども入れていただきたい。そして、役職を持っている方も加えていただきたいと思いますが、そこら辺の考えはどうでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回、ふるさと納税等々で1番議員から質問を受けておりますけれども、そのときに答弁の中で「ぜひ議員のほうからもいいアイデアを下さい」という答弁をしたかと思いますが、これは町の職員だけでなく議会は議会として様々なところで勉強会等やっていらっしゃると思いますので、「こういった町でこういったことをやっていた」というようなことで、町のほうにいいアイデアを出していただければありがたいなど。

ただ、そこに議員が職員と一緒にいけると、どうしても職員が萎縮してしまうという可能性もありますので、まずは土台ベースで「こんな感じのものがあるけれども、どうだ」ということで、アンテナを出していただければありがたいなと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 強制することではないんですけれども、町全体として自分たちのできる営業をやっていくというふうなのが大切なのかなと、私もっております。

何も企業版ふるさと納税の納税額を増やすだけが、営業ではないと思っております。松島の美しい景観を宣伝するだけでも、それもまた営業です。その一言で松島を訪れてくれて、松島を好きになってもらって、松島のために何かできることはないかと考えるきっかけになってもらえるかもしれません。

特に、我々のような議員はいろいろなところに出かけ、いろいろな会合に参加する機会があります。その会合の中で、たまたま知り合った方に声をかけることだってできるはずで

それがきっかけとなって、もしかしたら大口のふるさと納税が舞い込んでくるというふうなこともあるかと思えます。町をよくするため、町を豊かにするための一歩につながるならば、我々は協力を惜しまないつもりでございます。ただ、我々がやみくもに営業を行っても、もしかしたら足を引っ張るというふうなことがあるかもしれません。

ですから、次の質問になりますが、営業力向上に向けた勉強会や携帯できるパンフレット、カード状のそういうものを製作して、それを使えるようにしてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 勉強会の開催等については、企画調整課の課長から答弁させますけれども、その前に前段の議員さん方が例えば今日いみじくも多賀城の議員さんいますけれども、私の知っている多賀城の議員は「町長、何枚つき合ったからな」と。それは宿泊券です。「私家族全員で行ってくるからや」、それを毎年行ってもらうんですね。ですからそういった方々もいらっしゃるので、そこはしっかり手を広げてやっていきたいというふうに思います。

今の勉強会等につきましては、企画調整課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 勉強会の開催についてということでしたが、まずは今年の7月に庁舎内で実施したところであります。説明をしたんですが、企業版ふるさと納税の制度の説明、それから重点戦略であります定住・子育て交流に関する事業であれば、幅広く活用できる点なども改めて説明しております。具体的な事業を提案してもらった課もありまして、これが完璧だと言うつもりはございませんので、これからも折を見てそのような勉強会等をしていければなど、庁舎内で広めていければなどという思いであります。

それから、パンフレットについてでございますが、現在A4サイズの両面のリーフレットを用いまして、訪問企業等に行くときは必ずこのようなパンフレットを持参した上で、制度の中身を説明しております。先ほど来ありますとおり、1回では「うちの町にお願いします」というのもなかなか難しいところも、正直私もこの前何回か歩いているんですが、「企業版ふるさと納税とはこういうものですよ」ということで、まずは間口というんですかそこからスタートして、お互い信頼関係がないと寄附には結びつかないと思っておりますので、そのような地道な活動を今後とも広げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 勉強会は大変必要だと思うんです。そして、希望する人には積極的に受けてもらうというふうなことが、本当に大切だと思います。今本当に町はどんなふうなことを欲しているのかというふうなことをちゃんと理解してもらった上で、ちゃんとマッチングができるというふうなことが必要だと思いますので、そういう勉強会をぜひとも頻繁に開いてもらって、できれば私たちなんかも参加できるような形でやっていただければ、なおさらありがたいかなと思っております。

また、先ほどA4判の紙というふうな形で持ち歩いていると言われましたけれども、できましたらもっと携帯できるものというふうなものを準備していただいて、我々だとふいに誰かに会うというふうなこともあるかと思えます。職員の方々も、そういうふうな機会があると思えます。日頃から携帯できるそういうふうなものをぜひ準備していただいて、チャンスを逃さないというふうな努力も必要なのかなと思っております。

そのところにQRコードとか何かを書いていただいて、町のホームページに飛ばせるというふうな機能があれば、詳しくそういうふうな内容が書かれているというホームページが充実さえすれば、その場でやり取りというふうなものもできますし、そういうふうなことをぜひ考えてもらえばなと思っています。そして「こういうふうなことなんだよ」というきっかけができれば、「あと詳しくは職員がご挨拶に参りますので、よろしいでしょうか」というふうなさりげない会話が、もしかしたら大口の本当に信頼できる関係が繋げるかもしれませんので、ぜひともご検討のほうよろしくお願ひしたいと思えますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、企業版ふるさと納税を増やすために、もっと具体的な事業を示すべきと考えるがどうでしょうか。成果物に対して、ネーミングライツなどを使ってはどうでしょうか。これは、先ほど菅野議員も触れたところではありますが、改めてお答え願えればと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ネーミングライツについては、寄附を頂いたお客様のほうの考えもありますのでこの辺については慎重にやっていかなくちゃならない、このように思っております。

ただ、様々なところで企業版ふるさと納税が5年延長になるということでもありますので、そういったことはこれからの営業でチャンスと捉えてやっていきたいと、こんなふうに思えます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それではもう1つ、具体的な事業を示すべきというふうな考えについては、どのようにお考えなのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 先ほど各課からもいろいろアイデアをいただいているというお話をしたところですが、今後も各課とそういうお話し合いをしながら、寄附する企業さんのほうでも「こういう事業なら」とできるだけ分かりやすく事業を紹介するのも必要なと感じておりますので、その辺についても今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 企業とすれば、ふるさと納税をすることでどれだけ利があるかということを考えるのは、一般的だと私は思います。企業が考える利益とは、必ずしもお金だけではありません。社会貢献であったり、SDGsの理念でもあるサステナブルな企業イメージだったり、信頼を得ることが企業の利益につながるものと考えております。ですから、そこをくすぐる事業に投資をしてくださいという営業は、企業にとっても投資のしがいがあるものだと思います。そして漠然とした事業ではなく、具体的にどんな事業にお金を使うというふうなことが分かれば、それに共感してくれる企業もあるのではないかと考えます。

今松島では、本当にぼんやりとした、具体的に何に使うかよく分からない募集の仕方というふうになっているのではないのかなと、私は懸念しております。今町で挙げているのは、先ほども言われましたとおり3つの施策、「定住一心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり」「子育て一自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくり」「交流一おもてなしの心を育み、愛されるまちづくり」。何でも使えるように、わざとぼかしているというふうなことかもしれませんけれども、具体的に「この事業をするためにお金が足りないので、どうぞよろしくお願いします」と直球を投げたほうが伝わる場合もあるのかもしれないので、そこら辺少し検討していただければと思います。

例えば、「我が社は日本三景松島の松の保全のために協力しています」というふうなことが言えるようであれば、その会社のイメージアップにつながるかもしれませんし、「我が社は松島町のベビーケアルーム事業に協力し、子育て支援ママ・パパを応援します」となれば、社風のイメージも伝わるのかなあと思っております。「この事業に何百万円かかります。ぜひ御社でこういった事業のイメージ戦略をしてみませんか」という営業方法もあると思うの

ですが、そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 議員のおっしゃることは、本当にそういうこともあるなというふうに今聞いてましたので。

今1つは、先ほど答弁したとおり町民福祉課のほうから1つの事業提案がありましたので、今後このような事業を複数並べることができたら、また一步進むのかなというふうな思いもありますので、その辺も踏まえまして内部の私のほうの課の職員も含めまして、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） また、ネーミングライツの件に近い話ではあるんですけども、松島町では長松園といった形で、長谷川萬治商店の名前を冠した町民憩いの場で、実行委員会方式ですが町も関わりながらお祭りをしているというふうなこともございますし、福浦橋も東日本大震災で「日月潭」より頂いた多額の寄附により修繕され、日台友好のかけ橋という象徴的な橋となっています。寄附を頂きそこに物語をプラスすることで、町民がその成果物を大切に思いずっと語り継ぐことができれば、企業としても町民としてもよいのではないのかなと思っております。こういった物語を付け加えるというふうなことも、1つの手法として考えられると思いますが、そういった手法についてどう考えているかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） ネーミングライツというお話がありましたが、ネーミングライツにつきましては内閣府のほうから、企業版ふるさと納税と直接的に結びつけることがふさわしくないというような指導もありますので、その辺は慎重に対応していかなければならないというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ただ、福浦橋の隣のところに看板を立て、「この橋は友好の橋で、台湾から寄附を頂いた」というふうなこともありますので、そういう物語性を付け加えて町民、そして企業と共に歩いていくというふうなことも考えられまして、1つの事例としてこれからもそういうふうなことをやってもいいのではないかなと思っておりますので、ネーミングライツというよりはそちらの方向でできるのではないかなと思っておりますので、ご検討のほうどうぞ

よろしく願いいたします。

ぜひ、松島町の営業力を高めていこうではありませんか。そして、しっかりとしたワンチームをつくっていこうではありませんか。私も及ばずながらそのワンチームに加えていただき、町をよくするため、町を豊かにするための一歩につながる努力をしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。元気な高齢者を増やす取組をというふうなことで、質問をさせていただきます。

松島町は、平均寿命・健康寿命が男女ともに県平均を下回る結果であり、元気な高齢者が多い町とは言えない状況にあります。新型コロナウイルス感染症の流行に伴いいろいろなイベント・事業が中止・縮小され、リスクの高かった高齢者の外出がいまだに少ないままとなっております。外出が少ないほど、運動能力の低下や口腔リスクなど各種リスクに該当する人々の割合が高いことから、もっと積極的に高齢者を外出させる取組を行うべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。外出が少ないほど、各種リスクに該当する人の割合が高いことを広く周知し、積極的に外出するように促すべきと考えますがどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 高齢者の外出頻度が少ないと、運動不足や人との交流機会が減り、健康に大きく影響を及ぼすと言われております。町としましてもこのようなリスクを重く受け止めて、年齢とともに筋力や心身の活力が低下する「フレイル」を予防するため、取組として各種事業を実施し、積極的に進めているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 松島町の平均寿命は、男性が県平均81.4歳のところ松島町では80.3歳、女性が県平均87.0歳のところ松島町では86.5歳、健康寿命が男性平均80.0歳のところ松島町では78.9歳、女性が県平均84.1歳のところ松島町では83.6歳と、いずれも下回っております。この結果に、今までは本当に松島は元気な高齢者が多い町だと思っていたのに、結構私はショックを覚えました。

松島町では、高齢者の単身世帯が約年50世帯増加しており、そしてそれに拍車をかけるように新型コロナウイルス感染症の流行以降外出する機会が少なくなったように感じます。そして、1日誰とも話さない、誰とも会わないという高齢者が増えているのではないかと思います。外出が少ないほど運動機能の低下・認知症・うつ傾向など、各種リスクに該当する人の割合が高

いと言われております。

先日刑務所に行ってきたんですが、そこで職員の方に「高齢者の服役者は身体能力の低下はそれほどでもないのですが、食事などを飲み込む力が弱くなっている」という話を聞きました。なぜならば刑務所では私語厳禁、余計なことをしゃべることはできません。人はしゃべれないと飲み込む力が低下し、口腔リスクにつながるというのだそうです。

また、我が町の要介護認定申請時の病気として男性が17.1%、女性の11.0%が廃用症候群、つまり動かないでいると筋肉が衰え、本当に動けなくなるということでした。ほとんどの場合、病気やけがで動けないことが起因しているものではありますが、特段病気の状態でなくても自宅で不活発に生活をしているだけで、自覚のないままにゆっくりと進行していくということでもあるので、本当にとっても怖い話だと私は思っております。

脅かすことはよくないとは思いますが、「動かないとこんなリスクがある」「おしゃべりをしないとこんなリスクがある」と数字を交えながら、町としても広報紙で幾らかでも活動的な生活になってもらうだけでも、健康寿命・平均寿命を延ばす結果が得られると思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今の例えば刑務所の例など、私も全然知らない情報でしたので、大変参考になりました。また、積極的に外に出るか出ないかというのは、出られない環境かそれとも出たくない環境かということもあるかと思っておりますけれども、できればその辺廃用性症候群を防ぐ、それからフレイル予防のためにということで、町としても積極的に事業を展開していかなければならないということで、高齢者支援班の本当に一番大きなテーマであるというふうに認識して、事業を様々行っているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひとも、広報する際に「こういうふうに本当に怖いことになるんだよ」というふうな、脅しではないんですけどもそういうふうなことも広報していただければ、少しでも健康寿命・平均寿命というふうなものが伸びていくのかなと。そして、だんだん健康で高齢者が多い町になっていくのかなと思っております。それが1%でも2%でも効果があると思っておりますので、ぜひともお願いできればと思っております。

我が町は、高齢者の健康を守るために施策をしっかりやっている自治体だと私は思っております。職員の方々が、本当に頑張っていると思っております。もしかしたら、頑張っているがゆえにハードルが高くなっているという傾向があるのかなと思っております。もっと緩い

ことも考えていかなければならないのかなと思います。

例えば、「どんぐりバランス体操」をやってみると、結構これハードです。私も教えてもらったのですが、初見で覚えることはできませんでした。確かにこの体操を続ければ、健康維持に効果的だというのは分かりますが、「もっと簡単なものだったら、しっかり学べるのにな」というふうな思いも感じました。ですので、そういうふうな緩いことも取り入れながらやっていただければなと思っております。既にやっている人とこれからやる人では、ギャップを感じてしまいます。もし、その段階で「それでもいいかな」とやめてしまう人もあるかもしれませんので、そこら辺のところをぜひともお願いできればと思います。

特に男性の高齢者はプライドが高く、羞恥心が強い傾向にあります。できないことを人に見られることを嫌います。そういった男心を少し考慮していただければ、男性としてもありがたいなというふうな思いでございます。廃用症候群が女性に比べて男性が多いというのは、そういうふうなことが少しは原因にあるのかなとも思いますので、ぜひともそこら辺ぜひやっていただければと思います。高齢者男性を外出させる方法は難しいかもしれませんが、自尊心を傷つけず羞恥心を感じさせない方法をぜひ考えていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次の質問に移ります。松島町の高齢化率は、4割を超えています。高齢者の外出を促す施策として、現在町としてはどのような事業を行っているのでしょうか。

20年ほど前までは、いろいろな団体が町のバスを利用して研修をしたり、交流を目的とした事業がたくさんあったように思います。財政が厳しいのは分かっていますが、もっと高齢者が楽しめる事業を町としても行ってもよいのではないかと思いますので、どうでしょうかお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 健康長寿課には地域包括支援センターがございますので、地域包括支援センターのほうで主に周知をさせていただいております。ご存じのとおり年4回機関誌を発行いたしまして、季節に応じた健康や介護予防に関する各種事業や情報の発信を行って、参加を呼びかけております。

令和5年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業と位置づけまして、各地区の集まりの場などに専門職が出向いてフレイル予防に向けた運動機能向上に関する健康教育を実施するほか、後期高齢者を対象とした体操や水中運動の教室などについて、年間を通じて実施しております。こういった事業には男性の方も多く参加していただきたいという思いはあ

るんですけれども、なかなか女性の方が多いということもございまして、緩い事業もということではありますが、そういった教室のほかにも外出を促すということにつきましては、「どろぐり」のお風呂なんかも実はその役割を大きく果たしているのではないかと思います。お風呂に入りがてら「将棋しに行こうや」というふうに声をかけて、男性の方々が和室に集まってくるのをお見かけしますので、そういった環境づくりの場としても「どろぐり」が役に立っているのかなと思います。

各種事業においては、参加された方のお声を聞いて「こういうものをやってほしい」とか、「ちょっと難しかった。もっと簡単なものを」といった意見を聞きながら行うことで、より参加者の方に多くおいでいただけるような事業に結びつけられると思いますので、今回櫻井議員さんから頂いたご意見を基にいろいろなご意見を伺いながらやっていくというふうに、事業に努めてまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そのような事業を本当に松島は一生懸命やられているので、感心するところではございますけれども、もっと高齢者目線に立ちますと、いつも私怒られるというか言われるんですが「高齢者が楽しめる行事が何もなくて、本当につまらない町だ」と、私本当にいつも怒られます。確かに新型コロナ流行前には敬老会もありました。無料で楽しめる町の事業も、多かったように思います。

そして、それに反して肌感覚として新型コロナ流行前と後では「文化交流まつり」とかあと「芸術文化協会の発表会」などに来る町民の数が、すごく増えているとは私は思います。何せスタッフが来る前、出演者が来る前よりも早い時間に観客が並んでいるという状況でございます。本当にこういうふうな娯楽について、すごく楽しみにしていच्छるんだなど私すごく今強く思っております。

それに加えて、先ほど話があったんですけれども、敬老祝い金の減額や敬老会の記念品の1個当たりの単価の削減などもあって、様々なことがちょっと重なって高齢者が冷遇されているというような印象を持たれる方が、少なからずいるのかなという思いでございます。高齢者が多くなれば、それだけ予算がかさむのは分からないことではありませんが、別の形でも還元する事業をぜひとも考えていただければなと思うのですが、そこら辺の考えはいかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 高齢者の方々は、いろいろな町の事業に参加するかしないか

というふうに判断されるときに、例えばご自身のご興味の中にそれがあるのか、関心事にそれがマッチしているものかどうかというのもございますし、そもそも町が用意しなくてもご自身が自ら積極的に趣味活動なさっている、仕事をされているという方も多く今はいらっしゃる。すごく生活の多様性に、今はなっている時代ではないかなというふうに思います。

あと、町が行っております事業につきましても、それに参加している方々は大変楽しそうに参加しているということで、堅苦しいことだけではなくおいでいただいたからには「ああ、来てよかったな」と思えるような事業をやっているというふうに、担当課としては自負しておりますし、そのように心がけているところでございます。

また、専門的な職員だけではなくて、町民の方がそういった支援に当たるとか、そういったことも意識させていただいておりますので、「みんなでつくり上げている教室だな」とか、それから集まりの場については町民の方々が実際にやりたいことをしていられるということもあって、大変気持ちの安らぐ楽しい空間になっているのではないかなと思います。

お金をかけるだけではなくて、自ら進んでそういったことに参加する気持ちとか、そういったことをこれからも大事にして事業を行っていければ、それがうまくマッチできればいいなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ、次の質問もつながりがありますので、そこら辺も含めて質問させていただきたいと思います。

町全体で行う高齢者に楽しんでもらえる事業も大切ですが、行政区ごとに細かく高齢者が集まる事業も増やしていくことはできないでしょうか。その場合、行政区に丸投げするのではなく、町も積極的にお手伝いすべきと考えますがどうでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 各種事業につきましては行政区ごとに限らずに、実は地域に様々な活動団体がございますけれども、そういった団体にも希望をお伺いして、町が出向いて事業を行うことがございます。高齢者の健康づくりについての支援などの事業なんですけれども、毎年年度初めにそういった地区や団体様からの希望を取りまして、希望があったところにはなるべく全数対応するように心がけております。活動に当たりましては、健康運動指導士ですとか看護師・栄養士・歯科衛生士など専門職が継続的に関わることで、よりフレイル予防につながるようなことも意識しながら、楽しく過ごしていただくというような、そういったことも行っております。

また、新たな取組といたしましては、北部地区を対象にフレイル予防と買物支援を合わせた介護予防教室を実施しております。令和5年度は試行的に実施してまいりましたが、今年度は定期的な開催につながっております。また今後も、そういった現状を精査しながら、考えて事業を展開してまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 本当に、今そういうような事業をされているというふうなことは分かりますけれども、もっと本当に単純なことでもいいと思うんです。一部の地区では、行政区で敬老会をしているというふうなところもございますし、高齢者も楽しめるこども食堂をしている地域もございます。そして、そういうふうな試みは大変いいことだと思っております。お茶飲み会・お食事会・おしゃべり会・演芸会、そんな集まりが地域の中で1つでも2つでもあれば、もっとそういうふうなリスク予防というふうなことにつながると思います。

昔はこういうふうなことを積極的にやってくれる、音頭を取ってくれる方がいたんですけども、なかなかそういうふうな時代ではなくなってきているのかなと思っております。こういう集まりは高齢者の孤独化を防ぎ、そして様々な身体リスクを引き下げる効果があると思いますので、これをぜひ行政区にお任せするだけじゃなく、町としてももっと皆さんの話を聞いて、高齢者の話を聞いて「何だったらできるのかな」ということを一緒になって考えていただければなと思いますので、ぜひとも継続してそういうふうなことをやっていただければと思います。

次に、次の質問に移りたいと思います。高齢者は増加していますが、老人会の会員が減少しているばかりでなく、その活動自体が縮小傾向にあります。老人会の組織の再編成など、町としても積極的に改革をお手伝いし、新しい老人会の在り方を考えるべきではないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 老人クラブの会員数につきましては、近年松島町に限らず全国的に減少傾向にございまして、1例を申し上げますと宮城県内の老人クラブ連合会の会員数をご紹介します。令和元年度3万8,462人から、令和6年度は2万280人ということで、約半分くらいに会員数が減っているということで、町だけの問題ではないのだなというふうに考えております。その理由といたしましては、高齢者の雇用の拡大ですとか、老人クラブ以外の活動の場の増加とか、多様なシニアライフが背景にあるのではないかなと推察いたします。

活動内容につきましては、松島町老人クラブ連合会主催の活動のほか、宮城県老人クラブ連合会主催のスポーツ活動、さらには石巻ブロックの交流活動にも積極的に参加しております。以前よりは大分活動が活発化しているというふうに担当課では評価しております。会員数の増加に関しましては、引き続き各地区の老人クラブからの相談に応じて、今後も積極的に支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 確かに磯崎区みたいところは、すごく積極的に老人会が活動されていて「いいな」と思うんですけども、その反面全区に多分老人会があったのかもしれませんが、今町内では9団体になられたというふうなことで、減ったのかなというふうな思いがございます。

こういうふうな、行政区ごとに老人会が維持できないというふうな傾向もある中で、それであと大きな高城区などに関しましても、人数が高城区は多いから大丈夫かといいますとだんだん高齢化が進み、そして役員の成り手が少なくなり、そして「面倒くさいからもうやりたくない」というふうな形で、活動自身が縮小傾向にあって「風前の灯だ」というふうなことを聞いております。ここは、少してこ入れが必要なのかなと思っております。

地区地区で、そういうふうなものを組織しなければならないものなのか。年代別であるとか趣味別・活動別というふうな組織というふうなものは、老人会としては認められないものなんでしょうか。そこら辺の組織体系というふうなものは、どういうふうになっているのかお伺いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 老人クラブの組織として、例えば活動別に分かれてというような細分化したものはないんですが、女性部というようなことで女性部の方の役員さんがいらして、中央に研修に行かれたりというような状況はございます。各地区ごとに、いろいろな行事を企画されたりとかしております一方で、町の連合会の活動ということで2本立て、二部構成になったような仕組みとなつてはいるんですけども、全体的な活動が、今までコロナ禍においては全体的な連合会活動が主だったところ、最近では単位老人クラブといたしまして各地区の老人クラブの皆さん単位での活動も活発化してきており、旅行を自ら企画されて行かれたりというようなことで、楽しまれているというような報告を受けております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 高齢者の中にも、ジェネレーションギャップというものがあると思うん

です。60代の方と80代の方では身体の能力的にも違うでしょうし、趣味趣向というふうなのも違うでしょうし、そういうふうな活発的に動ける世代とそうじゃない世代というふうに出てきているのかなと思うので、そういうふうな年代層に合わせたグループ編成というふうなものができるならば、そういうふうなことができればいいのかな。

さっき女性部というふうなのがあったんですが、老人会の青年部みたいな感じができるならば、そういうふうな人が全体を引っ張っていける活動などもできるのかなと思います。ぜひとも、若い前期高齢者と言われる方々がもっともっと積極的に入っていただけるような方策を考えていただいて、その人たちが独自に動ける体制などもできるように持っていただければまた変わっていくのかなと思いますので、そこら辺の考えもできるかどうかお願いできればと思います。どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 多分「老人クラブ」という名称が、あまりよろしくないような気がいたしまして、「自分は老人じゃない」と思っている方は入会されないんだと思うんですね。現在も、ジェネレーションギャップがあるほど若い方はいらっしゃらなくて、ほぼ80歳を超えた方々が中心となって動かしていただいている組織でございます。ジェネレーションギャップがあるぐらいに、たくさんの会員が入るように、これからも会員数をまず安定させて、落ちないようにといいますか活発な活動ができるような、そういった支援を町は行っていかなければならないというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ですから、ジェネレーションギャップがあるがゆえに入れにくいというふうなことだと思うので、入りやすいというか、前期高齢者の方々のグループというふうなものも考えていったほうがいいのかと思います。そこら辺は検討材料にいただければと思います。

老人会、シルバー世代が活性化することは、町全体の活性化につながることを考えます。何せ町民の4割の人口を占める方たちが高齢者でございます。もっともっと活躍してもらおうじゃありませんか。高齢者に対して、身体リスクを軽減するために外出を促すことをもっともっと広報していただき、そして高齢者が楽しく外出できる仕組みづくりをぜひ考えていただきたいと思います。

「松島は元気な高齢者が多いまち」と胸を張って言える町にしてほしいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は明日6日に延会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、明日12月6日午前10時です。皆様、本日は大変ご苦勞さまでした。

午後4時52分 延 会